

インフラ長寿命化計画(行動計画)の フォローアップ

令和4年9月

1. フォローアップ結果	P.3
(1) 総論	P.4
1) 個別施設の策定・充実	P.5
2) 点検・診断／修繕・更新等	P.7
3) 基準類の充実	P.10
4) 数値指標の進捗状況について	P.11
(2) 管理者別の状況	P.15
1) 個別施設の策定・充実	P.16
2) 点検・診断／修繕・更新等	P.19
3) 施設の健全性	P.29
3. 地方公共団体への支援等	P. 31

1. フォローアップ結果

(1) 総論

1)個別施設計画の策定・充実①

■個別施設計画の策定状況(令和4年3月末時点)

分野	対象施設	個別施設計画策定状況				
		①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	1,824	1,824	1,776	100%	97%
	トンネル(単位:団体数)	721	721	629	100%	87%
	大型の構造物(単位:団体数)	760	760	654	100%	86%
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	45,262	19,733	19,546	44%	99%
	ダム(単位:施設数)	571	571	571	100%	100%
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等)(単位:事業主体数) 地すべり防止施設(単位:事業主体数) 急傾斜地崩壊防止施設(単位:事業主体数)	92	92	92	100%	100%
海岸 ^{※1}	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	4,781	4,781	4,751	100%	99%
下水道 ^{※2}	管路施設、処理施設、ポンプ施設(単位:事業者数)	1,470	1,470	1,470	100%	100%
港湾 ^{※3}	係留施設(単位:施設数)	14,164	14,059	14,050	99%	99.9%
	外郭施設(単位:施設数)	19,811	19,443	19,374	98%	99.6%
	臨港交通施設(単位:施設数)	10,215	10,070	10,036	99%	99.7%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	198	189	189	95%	100%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	18,370	7,410	7,322	40%	99%
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	108	108	108	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	108	80	80	74%	100%
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	91	91	91	100%	100%
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	180	180	180	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	107	107	107	100%	100%
	トンネル(単位:施設数)	8	8	8	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	18	18	18	100%	100%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	5,142	5,142	5,142	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	878	878	869	100%	99%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	1,672	1,596	1,558	95%	98%
	UR賃貸住宅(単位:棟数)	15,093	15,093	15,093	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数) ^{※4}	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	7,472	5,423 ^{※5}	5,423	73%	100%
	宿舍(単位:施設数)	3,866	3,339 ^{※5}	3,339	86%	100%

※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※2 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

※3 一部事務組合、港務局を含む

※4 管理戸数1,000戸以上

※5 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

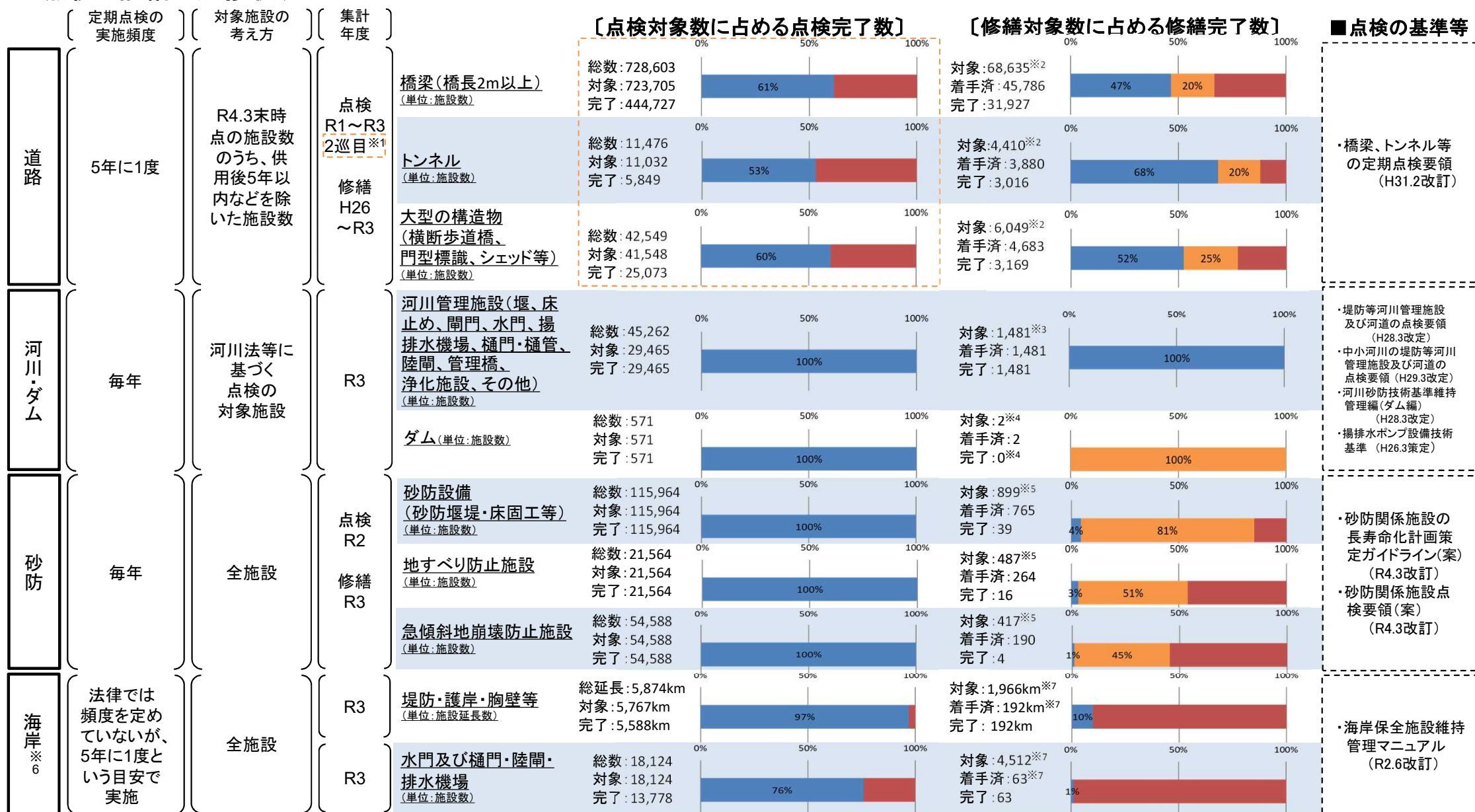
1)個別施設計画の策定・充実②

■個別施設計画策定率100%未満の施設に対する各分野の対応

分野	対象施設	策定率 (R4.3.31時点)	策定率見込み (R5.3.31時点)	主な策定主体	策定遅延理由	未策定施設に対する取組
道路	橋梁(2m以上) (全1,824管理者)	97% (未策定:48管理者)	100%	道路管理者 (都道府県・政令市等、市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の点検結果が良好だった事から、現状修繕を要しないため未策定 ・予算不足等により・物理的に策定が間に合わなかった ・2m以上15m未満の橋梁については補修規模の小さいものが多い事から「事後保全(日々の道路管理)で対応」・「補助申請の予定がない(単独費で対応)」等の理由により、未策定 ・15m以上の大規模な橋梁を優先的に計画策定していたため、2m以上15m未満の橋梁について未策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策の課題を継続的に把握・共有し、効果的な対策の推進を図ることを目的に各県に設置している道路メンテナンス会議において、改めて計画策定状況を周知し、早急に策定されるよう助言、優良事例の紹介等、支援を行う。 ・道路メンテナンス事業補助制度において、令和5年度以降については、計画の策定を補助要件としていることを改めて周知することにより、令和4年度中の策定を促す。
	トンネル (全721管理者)	87% (未策定:92管理者)				
	大型の構造物 (全760管理者)	86% (未策定:106管理者)				
河川・ダム	河川管理施設 (全19,733施設)	99% (未策定:187施設)	99% ※R8.3策定完了見込み	河川管理者 (都道府県・政令市)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに竣工した施設があり、現在策定中であるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年5月に地域河川課長会議を開催し、行動計画の周知により、新規策定のみならず、更新についても周知したところである。
海岸	堤防・護岸・胸壁等 (全4,781地区海岸)	99% (未策定:30地区海岸)	99.6% ※R6.3策定完了見込み	海岸管理者 (都道府県、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の完了に伴い、個別施設計画(長寿命化計画)の策定対象が増加したため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画(長寿命化計画)を未策定の海岸管理者に対して、策定に向けた技術支援等により、個別施設計画(長寿命化計画)の早期の策定を促す。
港湾	係留施設 (全14,059施設)	99.9% (未策定:9施設)	100%	港湾管理者 (国、都道府県、政令市、市区町村、公社等)	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に係る体制の整備や予算の確保が困難な中、職員自ら更新するなどして対応していたが、一部の地方公共団体等においては、計画策定に必要な専門性を有する人材の不足などがあり、策定が進まなかったため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)」や、地方整備局等の相談窓口における技術的支援などの活用について、維持管理計画が未策定となっている地方公共団体等に対して周知することなどにより、令和4年度内の策定を促す。
	外郭施設 (全19,443施設)	99.6% (未策定:69施設)				
	臨港交通施設 (全10,070施設)	99.7% (未策定:34施設)				
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設) (全7,410施設)	99% (未策定:88施設)				
公園	都市公園 (全878団体)	99% (未策定:9団体)	99% ※R6.3策定完了見込み	公園管理者 (都道府県・政令市、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体において、公園施設長寿命化計画策定の必要性は認識いただいているが、公共事業に係る予算・人員が限られる中で、道路・河川等の他分野の事業を含めた施設整備を優先せざるを得ないことや、管理する公園数・施設内容によっては長寿命化計画策定によるライフサイクルコスト縮減等の効果が限定的である場合があること等により、一部の地方公共団体において、公園施設長寿命化計画策定に必要な予算・人員を確保できず、計画策定に至っていない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定率向上のため、社会資本整備総合交付金等による策定支援を引続き実施するとともに、未策定市町村に対し、策定に向けた個別の働きかけを実施する。(随時)
住宅	公営住宅 (全1,596事業主体)	98% (未策定:38事業主体)	98% ※R6.3策定完了見込み	住宅管理者 (都道府県・政令市、市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体における計画策定に係る人員や予算が確保できないこと等による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体向けの各種会議(公営住宅整備事業等担当者連絡会議等)及び予算ヒアリングの場等において、早急な計画策定を促すとともに、未策定の事業主体へは個別に働きかけを行う。また、交付金・補助金事業の実施には、計画策定が必要であることを改めて周知する。

2)点検・診断／修繕・更新等①

■点検と修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)



※1 H26年度から5年に1度の頻度での点検を実施しており、2巡目(R1年度~R3年度)の点検状況を掲載

※2 1巡目(H26年度~H30年度)の点検で早期または緊急に措置を講ずべきと診断された施設

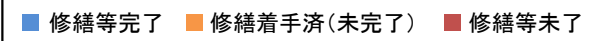
※3 事後保全段階(措置段階:D)に加え、予防保全段階:Cとなっている施設を一部対象としている

※4 健全度評価で「措置段階:A」の施設を対象とする

※5 健全度評価「要対策C」のうち優先的に対策を講ずべき社会的影響度の高い施設(要緊急対策施設)を対象とする

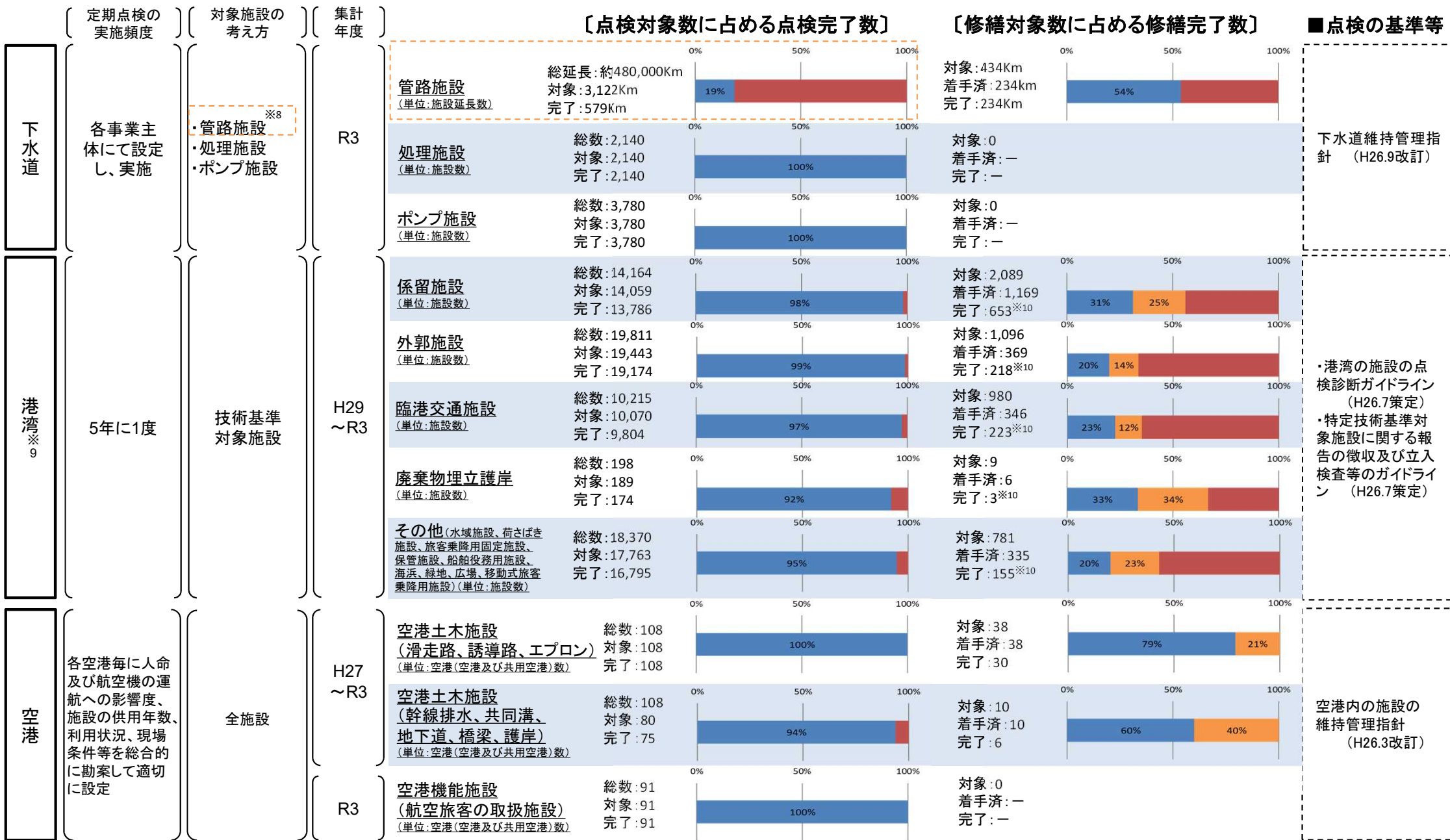
※6 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※7 対象は事後保全段階と予防保全段階。着手済は完了と同値としている



2)点検・診断／修繕・更新等②

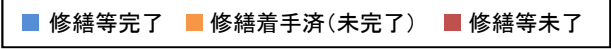
■点検と修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)



※8 1巡目の点検を完了。腐食の恐れ大きい管路施設延長を対象としている(R3年度時点)

※9 一部事務組合、港務局を含む

※10 立入禁止等による応急措置を含む



2)点検・診断／修繕・更新等③

■点検と修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)

施設種別	定期点検の実施頻度	対象施設の考え方	集計年度	[点検対象数に占める点検完了数]		[修繕対象数に占める修繕完了数]		点検の基準等		
				総数	完了数	対象数	完了数			
鉄道	橋梁、トンネル その他構造物: 2年 軌道:1年 索道:設備の 種別に応じた 検査周期	・橋梁、トンネル その他構造物 ・軌道 ・索道施設	点検:R2 修繕:R3	鉄道(線路(橋梁、 トンネル等構造物) (単位:事業者数)	総数:180 対象:180 完了:180	100%	対象:46※11 着手済:46 完了:28	61%	39%	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条及び告示 軌道運転規則第13条 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第42条及び告示
				軌道(線路建造物) (単位:事業者数)	総数:33 対象:33 完了:33	100%	対象:2※11 着手済:2 完了:0	100%		
				索道(単位:事業者数)	総数:446 対象:446 完了:446	100%	対象:446 着手済:446 完了:446	100%		
自動車道	毎年	全施設	R3	橋(単位:施設数)	総数:107 対象:107 完了:107	100%	対象:10 着手済:4 完了:1	10%	30%	<ul style="list-style-type: none"> 一般自動車道の定期点検要領(H29.3改訂)
				トンネル(単位:施設数)	総数:8 対象:8 完了:8	100%	対象:1 着手済:1 完了:1	100%		
				大型の構造物(門型標識等) (単位:施設数)	総数:18 対象:18 完了:18	100%	対象:1 着手済:0 完了:0			
航路標識	施設の種別に応じて定期的に実施※12	RC造(耐震対策分除く)	H26~R3	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等) (単位:施設数)	総数:5,142 対象:2,400 完了:2,047	85%	対象:1,466 着手済:215 完了:215	15%		航路標識等保守要領(H30.3改訂)
公園※13	毎年	全施設	R3	都市公園(カントリーパーク含む) (単位:公園数)	総数:88,539 対象:88,539 完了:88,157	99.6%	対象:40,855 着手済:16,109 完了:15,200	37%	2%	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(H26.6改訂)
住宅	3年に1度	建築基準法に基づく点検(敷地・構造に限る)の対象施設	R1~R3	公営住宅(単位:事業主体数)	総数:1,672 対象:717 完了:717	100%	対象:511 着手済:318 完了:192	38%	24%	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年国土交通省告示第282号 事業主体(UR)独自のマニュアル等(R元.10改訂)
				UR賃貸住宅(単位:棟数)	総数:15,093 対象:5,829 完了:5,829	100%	対象:4,266 着手済:4,266 完了:4,266	100%		
官庁施設	3年に1度	建築基準法に基づく点検(敷地・構造に限る)の対象施設	R1~R3	庁舎等(単位:施設数)	総数:7,472 対象:5,447 完了:5,397	99%	対象:17※14 着手済:12 完了:8	47%	24%	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年国土交通省告示第282号及び第1350号
				宿舎※15(単位:施設数)	総数:3,866 対象:3,280 完了:3,265	99.5%				

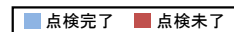
※11 R2.3末時点で維持管理標準健全度A1相当以上の施設(トンネル、橋梁、高架橋)を有する事業者(修繕中を含む)

※12 H26年度からR5年度までに点検を完了させる予定

※13 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象

※14 老朽化対策実施率(長寿命化を図るべき施設のうち、R2年度時点で措置が必要なもの)

※15 修繕対象は各省庁が設定し、必要に応じて修繕等を実施している



3) 基準類の充実

■ 基準類の整備状況(令和4年3月末時点)

分野	内容	整備時期	令和3年度中に策定・改訂した内容
道路	橋梁、トンネル等の「定期点検要領」を策定	平成26年6月、平成31年2月改訂	—
河川	中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検要領を策定	平成29年3月	—
	ダム・堰施設技術基準、及び揚排水ポンプ設備技術基準を改定	平成28年3月 平成29年3月	—
ダム	河川砂防技術基準維持管理編(ダム編)の策定	平成28年3月	—
砂防	『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を策定	平成26年6月、平成31年3月改訂、 令和2年3月改訂、 令和4年3月改訂	・「新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果」を項目に追加し、年次計画を「中期年次計画」と「短期年次計画」に整理した。 ・砂防関係施設点検でのUAV活用ポイントやUAV点検にあたっての留意点を追加したほか、水抜きからの突発的な流出事例を踏まえた点検時における着眼点の追加した。
	『砂防関係施設点検要領(案)』を策定	平成26年9月、平成31年3月改訂、 令和2年3月改訂、 令和4年3月改訂	
海岸	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂	平成26年3月、平成30年5月改訂、 令和2年6月改訂	—
	「海岸法の一部を改正する法律等」により、海岸保全施設に関する維持・修繕の責務の明確化、維持又は修繕の技術的基準を定める	平成26年12月	—
下水道	下水道維持管理指針の改訂	平成26年9月	—
港湾	「港湾の施設の点検診断ガイドライン」の策定	平成26年7月	—
	「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」の策定	平成26年7月	—
空港	空港内の施設の維持管理指針の改訂	平成26年3月	—
鉄道	鉄道構造物等維持管理標準等の検証のとりまとめ	平成29年10月	—
	鉄道河川橋りょうにおける基礎・抗土圧構造物の維持管理の手引き	令和3年6月	・昨今の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、今後の予防保全に向けて、鉄道河川橋りょうにおける過去の被害事例等を詳細に分析し、河川橋りょうの被災の主要因である洗掘等に関する検査方法や健全度の判定方法及び具体的な対策工法等を手引きとしてとりまとめた。
自動車道	一般自動車道の維持管理要領の改訂	平成29年3月	—
航路標識	劣化診断マニュアルの策定、本格導入	平成27年3月	—
公園	公園施設の安全点検に係る指針(案)の策定	平成27年4月	—
	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)の改訂	平成26年6月	—
公営住宅 UR住宅	公営住宅等長寿命化計画策定指針の改訂	平成28年8月	—
	事業主体(UR)独自のマニュアル等の改訂	平成26年3月、令和元年10月改訂	—
観測施設 (測量標)	「電子基準点現地調査作業要領」及び「国土地理院験潮場保守及び測定要領」の見直し	平成27年5月、平成29年3月改訂、 平成30年1月改訂、令和元年6月改訂、 令和4年3月改訂	・電子基準点現地調査作業要領：電子基準点現地調査作業における調査結果の整理方法について、より詳細に規定した。

4)数値指標の進捗状況について①

■各分野の令和7年度末までの目標値に対する進捗状況(令和4年3月末時点)

分野	項目	初期値	現状値	目標値	項目	初期値	現状値	目標値
		道路	橋梁の集約・撤去などコスト縮減に関する具体的方針や、新技術等の活用に係る基本方針について、個別施設計画に記載する管理者の割合	—		31%	100% ※1	橋梁の集約・撤去や新技術活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合
道路	1巡目点検の結果、早期に対策を講ずべき施設の修繕等の着手率	初期値	現状値	目標値	1巡目の点検の結果、早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率	初期値	現状値	目標値
		約34%	65%	約73%			69%	91%
	施設の集約・撤去、機能縮小等を検討した管理者の割合	初期値	現状値	目標値	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	初期値	現状値	目標値
		14%	35%	100%			6,459人	7,351人
	橋梁点検・トンネル点検において新技術の活用を検討した自治体のうち、新技術を活用した自治体の割合(橋梁) ※2	初期値	現状値	目標値	橋梁点検・トンネル点検において新技術の活用を検討した自治体のうち、新技術を活用した自治体の割合(トンネル) ※2	初期値	現状値	目標値
		39%	25%	50%			31%	33%
点検支援技術性能カタログに掲載された技術数	初期値	現状値	目標値	新技術等を活用した補助事業等の割合(現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	初期値	現状値	目標値	
	80技術	131技術	240技術			—	8%	100%
所管するインフラの台帳及び維持管理情報のデータベース導入率	初期値	現状値	目標値		初期値	現状値	目標値	
	—	0%	100%					
河川・ダム	河川:コスト縮減に関する具体的方針や、樋門・樋管等の集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値	ダム:コスト縮減に関する具体的方針や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値
		—	27%	100%			—	0.2%
	河川:機能状態が令和元年度末時点で予防保全段階となっている内水排除施設に機械設備等の解消率	初期値	現状値	目標値	河川:令和2年度時点で予防保全段階にある施設の解消率	初期値	現状値	目標値
		0%	24%	100%			70%	79%
	ダム:早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率	初期値	現状値	目標値	河川:新技術等を活用した補助事業等の割合(現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	初期値	現状値	目標値
		82%	88%	96%			—	100%

※1 令和4年度末時点での目標値

※2 「新技術を活用した自治体」の数は増加しているが、「新技術の活用を検討した自治体」の数が大幅に増加した場合、割合として現状値が初期値よりも下回ることがある

	…所管者としての取組
	…管理者としての取組
	…所管者+管理者としての取組

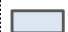


初期値:第2次行動計画策定時の数値
 現状値:令和3年度末時点での数値(赤字は目標達成しているもの)
 目標値:令和7年度末時点での数値(一部指標を除く)

4) 数値指標の進捗状況について②

■ 各分野の令和7年度末までの目標値に対する進捗状況(令和4年3月末時点)

分野	内容	初期値	現状値	目標値	内容	初期値	現状値	目標値
		河川・ダム	ダム: 新技術等を活用した補助事業等の割合 (現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	—		4.7%	100%	河川: 航空レーザ測深(ALB)等を活用した水系の割合
河川・ダム	河川: 三次元河川管内図を整備した水系の割合	初期値	現状値	目標値	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数※4	初期値	現状値	目標値
		—	42%	100%		4,832人	6,922人	9,900人
砂防	コスト縮減に関する具体的方針や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値	健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率	初期値	現状値	目標値
		—	0%	100%			91.7%	91.7%
砂防	新技術等を活用した補助事業等の割合 (現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	初期値	現状値	目標値	UAVを活用した施設点検を実施した水系の割合	初期値	現状値	目標値
		—	26%	100%			47%	60%
海岸	水門・陸閘等のコスト縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値	沖合施設のコスト縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値
		—	65%	100%※5			—	48%
	水門・陸閘等の統廃合や新技術の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値	早期に対策を講ずべき事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新の実施率	初期値	現状値	目標値
		—	2%	100%		84%	86%	87%
海岸	南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	初期値	現状値	目標値	新技術等を活用した補助事業等の割合 (現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	初期値	現状値	目標値
		77%	80%	85%			—	17%
下水道	計画的な点検調査を行った下水道管路で、緊急度I判定となった管路のうち、対策を完了した延長の割合	初期値	現状値	目標値	汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数	初期値	現状値	目標値
		0%	54%	100%			—	89箇所
下水道	適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修繕費等の支出面の更なる適正化に取り組む団体数	初期値	現状値	目標値	管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合	初期値	現状値	目標値
		約100団体	約380団体	約1,400団体			36%	38%

※3 令和6年度末時点での目標値
 ※4 砂防・下水道の研修も含む
 ※5 令和5年度末時点での目標値

 ... 所管者としての取組
 ... 管理者としての取組
 ... 所管者+管理者としての取組

初期値: 第2次行動計画策定時の数値
 現状値: 令和3年度末時点での数値(赤字は目標達成しているもの)
 目標値: 令和7年度末時点での数値(一部指標を除く)

4) 数値指標の進捗状況について③

■ 各分野の令和7年度末までの目標値に対する進捗状況(令和4年3月末時点)

分野	内容	初期値	現状値	目標値	説明	初期値	現状値	目標値
港湾	コスト縮減に関する具体的方針や、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値	早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率	初期値	現状値	目標値
		—	8%	100%		83%	84%	87%
	既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合	初期値	現状値	目標値	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	初期値	現状値	目標値
		56%	57%	100%		2,202人	3,288人	4,000人
	新技術等を活用した補助事業等の割合 (現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	初期値	現状値	目標値	維持管理にかかる情報のデータベースを導入した港湾管理者の割合	初期値	現状値	目標値
		—	8%	100%		100%	100%	100%
空港	コスト縮減に関する具体的方針や、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者の割合	初期値	現状値	目標値	予防保全を適切に実施した割合	初期値	現状値	目標値
		—	0%	100%		100%	100%	100%
	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	初期値	現状値	目標値	新技術等を活用した補助事業等の割合 (現場条件等により活用がなじまない事業を除く)	初期値	現状値	目標値
		261人	306人	500人		—	52%	100%
	維持管理にかかる情報のデータベースを導入した港湾管理者の割合	初期値	現状値	目標値		初期値	現状値	目標値
		38%	45%	100%				
鉄道	令和元年度までの施設検査の結果、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率	初期値	現状値	目標値	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	初期値	現状値	目標値
		14%	(集計中)	100%		586人	1,596人	1,000人
自動車	早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率	初期値	現状値	目標値	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	初期値	現状値	目標値
		0%	42%	100%		0人	17人	50人
航路標識	早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率	初期値	現状値	目標値	浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率	初期値	現状値	目標値
		55%	58%	79%		0%	27%	100%

…… 所管者としての取組
 …… 管理者としての取組
 …… 所管者+管理者としての取組

初期値: 第2次行動計画策定時の数値
 現状値: 令和3年度末時点での数値(赤字は目標達成しているもの)
 目標値: 令和7年度末時点での数値(一部指標を除く)

4)数値指標の進捗状況について④

■各分野の令和7年度末までの目標値に対する進捗状況(令和4年3月末時点)

分野	指標	初期値	現状値	目標値	説明	初期値	現状値	目標値
		航空路標識	航空路標識管理に係る研修を受けた人数	403人		852人	1,050人	基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合
公園	予防保全の考え方に基づく都市公園長寿化対策実施率	約36%	55%	100%	ストック機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数	24団体	33団体	60団体
	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	244人	284人	440人		公園施設の維持管理にかかる情報の集約化・電子化の割合	約27%	約64%
公営住宅	特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率	—	(集計中)	85%				
官庁施設	R2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿化対策実施率	24%	47%	100%	新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数	0施設	6施設	30施設
	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数	12,633人	14,581人	17,000人		基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合	100%	100%
観測施設	気象レーダー施設:管理に係る研修を受けた人数	293人	313人	393人	気象レーダー施設:基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合	—	100%	100%
	測量標:年次計画に基づく観測施設(測量標)修繕の実施率	—	100%	100%		測量標:基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合	—	100%
分野横断	インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数	779者	1,151者	1,100者	インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数	169件	424件	400件
	インフラメンテナンス国民会議の参加者数	2,100者	2,508者	3,000者				

... 所管者としての取組
 ... 管理者としての取組
 ... 所管者+管理者としての取組

初期値:第2次行動計画策定時の数値
 現状値:令和3年度末時点での数値(赤字は目標達成しているもの)
 目標値:令和7年度末時点での数値(一部指標を除く)

(2)管理者別の状況

1) 個別施設計画の策定・充実① (管理者別)

■ 個別施設計画の策定状況(令和4年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
道路	橋梁(橋長2m以上)(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%
		都道府県・政令市等	94	94	90	100%	96%
		市区町村	1,714	1,714	1,670	100%	97%
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%
	トンネル(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%
		都道府県・政令市等	88	88	86	100%	98%
		市区町村	617	617	527	100%	85%
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%
	大型の構造物(単位:団体数)	国	10	10	10	100%	100%
		都道府県・政令市等	92	92	90	100%	98%
		市区町村	652	652	548	100%	84%
		高速道路会社	6	6	6	100%	100%
河川・ダム	主要な河川構造物(単位:施設数)	国	10,712	4,894	4,894	46%	100%
		都道府県・政令市	34,550	14,839	14,652	43%	99%
	ダム(単位:施設数)	国	104	104	104	100%	100%
		都道府県	443	443	443	100%	100%
		水資源機構	24	24	24	100%	100%
砂防	砂防設備(砂防堰堤・床固工等) (単位:事業主体数)	国	45	45	45	100%	100%
	地すべり防止施設 (単位:事業主体数)	都道府県	47	47	100%	100%	
	急傾斜地崩壊防止施設 (単位:事業主体数)						
海岸 ^{※1}	堤防・護岸・胸壁等(単位:地区海岸数)	都道府県・市町村	4,781	4,781	4,751	100%	99%

※1 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

1) 個別施設計画の策定・充実② (管理者別)

■ 個別施設計画の策定状況(令和4年3月末時点)

分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合(②/①)	⑤計画策定率(③/②)
下水道※2	管路施設、処理施設、ポンプ施設 (単位:事業者数)	都道府県・政令市	62	62	62	100%	100%
		市区町村	1,408	1,408	1,408	100%	100%
港湾※3	係留施設(単位:施設数)	国	1,822	1,775	1,775	97%	100%
		都道府県・政令市	10,403	10,360	10,355	99.6%	99.9%
		市区町村	1,867	1,855	1,855	99%	100%
		公社等	72	69	65	96%	94%
	外郭施設(単位:施設数)	国	1,454	1,365	1,365	94%	100%
		都道府県・政令市	14,778	14,581	14,526	99%	99.6%
		市区町村	3,570	3,489	3,475	98%	99.6%
		公社等	9	8	8	89%	100%
	臨港交通施設(単位:施設数)	国	483	461	461	95%	100%
		都道府県・政令市	8,538	8,506	8,475	99.6%	99.6%
		市区町村	1,192	1,102	1,099	92%	99.7%
		公社等	2	1	1	50%	100%
	廃棄物埋立護岸(単位:施設数)	都道府県・政令市	194	185	185	95%	100%
		市区町村	4	4	4	100%	100%
	その他(水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)(単位:施設数)	国	1,293	727	727	56%	100%
		都道府県・政令市	14,431	5,859	5,772	41%	99%
市区町村		2,425	717	716	30%	99.9%	
公社等		221	107	107	48%	100%	

※2 下水道は、下水道法(H27.5改正)に基づく事業計画を個別施設計画としている

※3 一部事務組合、港務局を含む

1) 個別施設計画の策定・充実③ (管理者別)

■ 個別施設計画の策定状況(令和4年3月末時点)

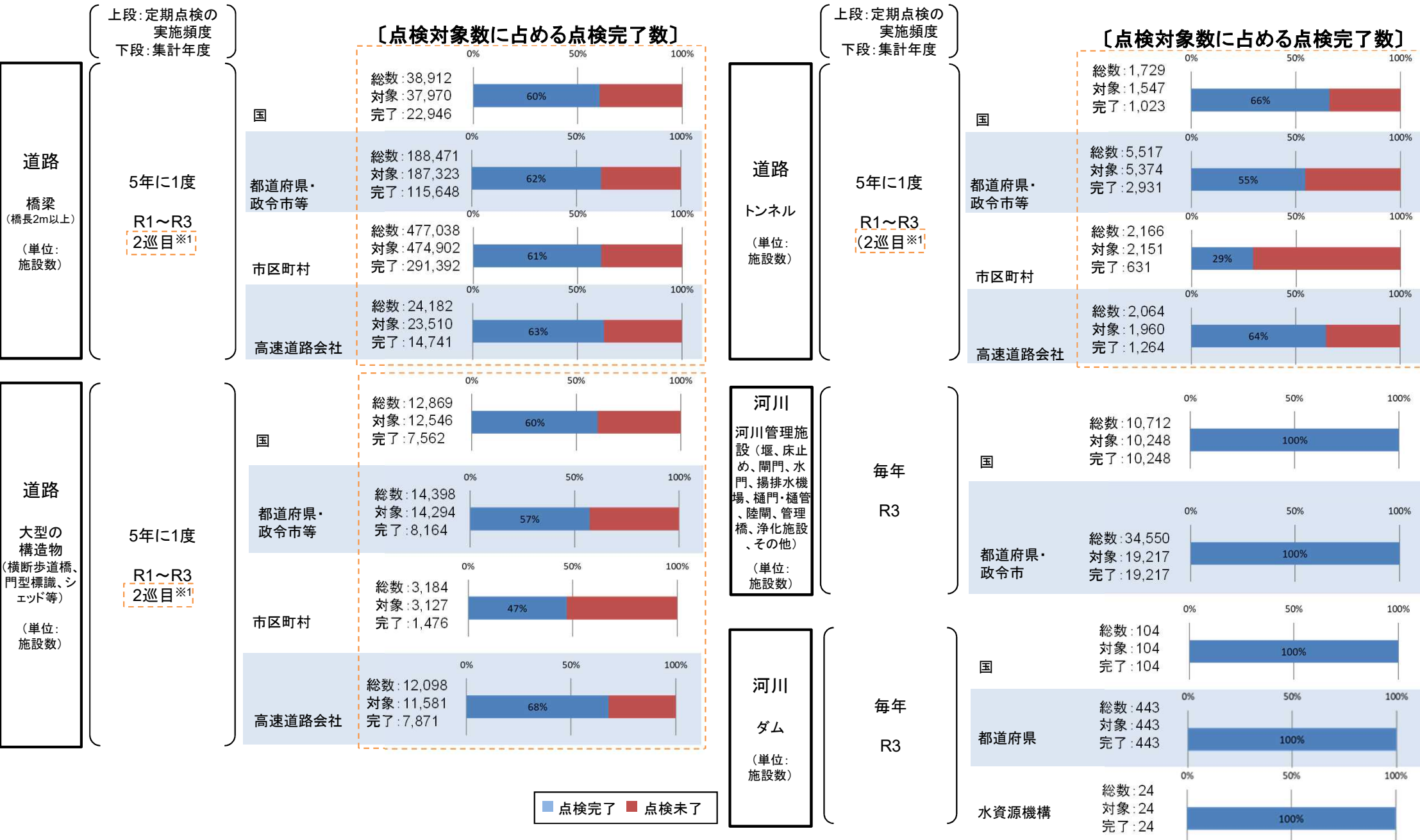
分野	対象施設	管理者	個別施設計画策定状況				
			①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合 (②/①)	⑤計画策定率 (③/②)
空港	空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	27	27	100%	100%
		都道府県・政令市	71	71	71	100%	100%
		市区町村	6	6	6	100%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
	空港土木施設(幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸等)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	国	27	23	23	85%	100%
		都道府県・政令市	71	51	51	72%	100%
		市区町村	6	2	2	33%	100%
		会社管理空港	4	4	4	100%	100%
空港機能施設(航空旅客の取扱施設)(単位:空港(空港及び共用空港)数)	都道府県・政令市	19	19	19	100%	100%	
	空港ビル会社	72	72	72	100%	100%	
鉄道	鉄道(線路(橋梁、トンネル等構造物))(単位:事業者数)	民間企業	180	180	180	100%	100%
	軌道(線路建造物)(単位:事業者数)	民間企業	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋(単位:施設数)	民間企業	59	59	59	100%	100%
		地方道路公社	48	48	48	100%	100%
	トンネル(単位:施設数)	民間企業	7	7	7	100%	100%
		地方道路公社	1	1	1	100%	100%
	大型の構造物(門型標識等)(単位:施設数)	民間企業	15	15	15	100%	100%
		地方道路公社	3	3	3	100%	100%
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)(単位:施設数)	国	5,142	5,142	5,142	100%	100%
公園	都市公園(国営公園)(単位:公園数)	国	17	17	17	100%	100%
	都市公園(単位:地方公共団体数)	都道府県・政令市・市区町村	878	878	869	100%	99%
住宅	公営住宅(単位:事業主体数)	都道府県・政令市	67	67	67	100%	100%
		市区町村	1,605	1,529	1,491	95%	98%
	UR賃貸住宅所(単位:棟数)	UR	15,093	15,093	15,093	100%	100%
	公社賃貸住宅(単位:事業主体数)※4	地方住宅供給公社	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等(単位:施設数)	国	7,472	5,423 ^{※5}	5,423	73%	100%
	宿舎(単位:施設数)	国	3,866	3,339 ^{※5}	3,339	86%	100%

※4 管理戸数1,000戸以上

※5 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

2)点検・診断／修繕・更新等①（管理者別）

■点検の進捗状況(令和4年3月末時点)

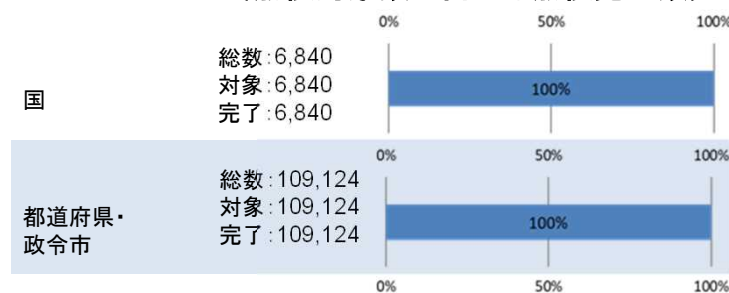


※1 H26年度から5年に1度の頻度での点検を実施しており、2巡目(R1年度~R3年度)の点検状況を掲載

2)点検・診断／修繕・更新等②（管理者別）

■点検の進捗状況(令和4年3月末時点)

〔点検対象数に占める点検完了数〕



上段: 定期点検の実施頻度
下段: 集計年度

〔点検対象数に占める点検完了数〕



下水道
管路施設
※3
(単位: 施設延長数)

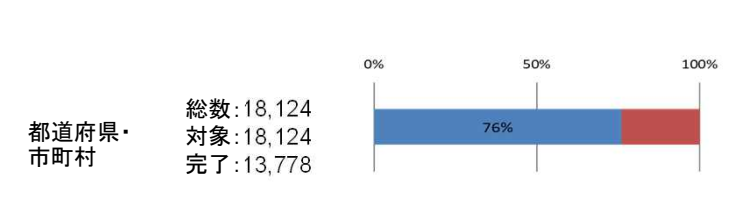
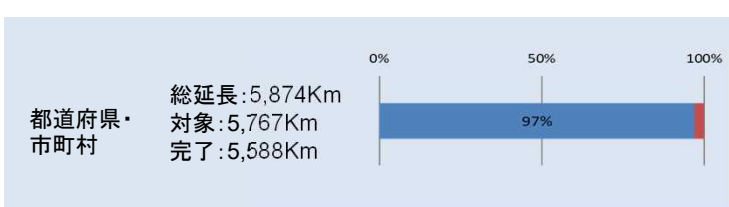
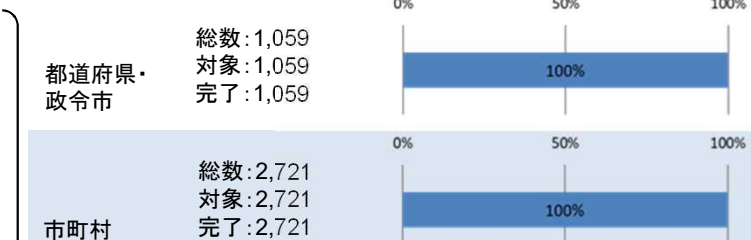
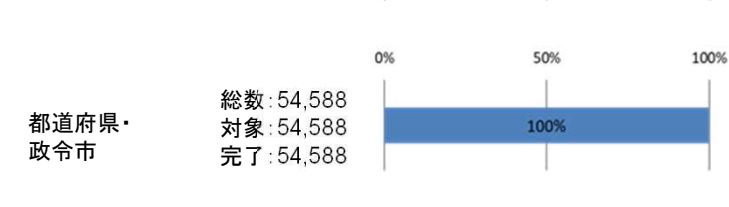
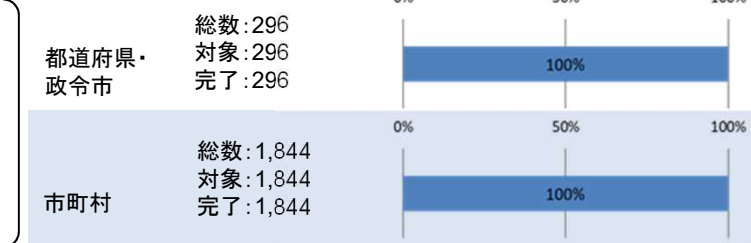
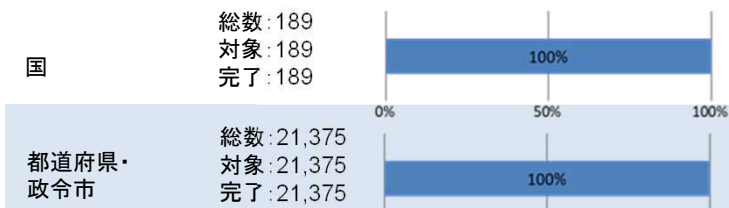
各事業主体にて設定し、実施

下水道
処理施設
(単位: 施設数)

各事業主体にて設定し、実施

下水道
ポンプ施設
(単位: 施設数)

各事業主体にて設定し、実施



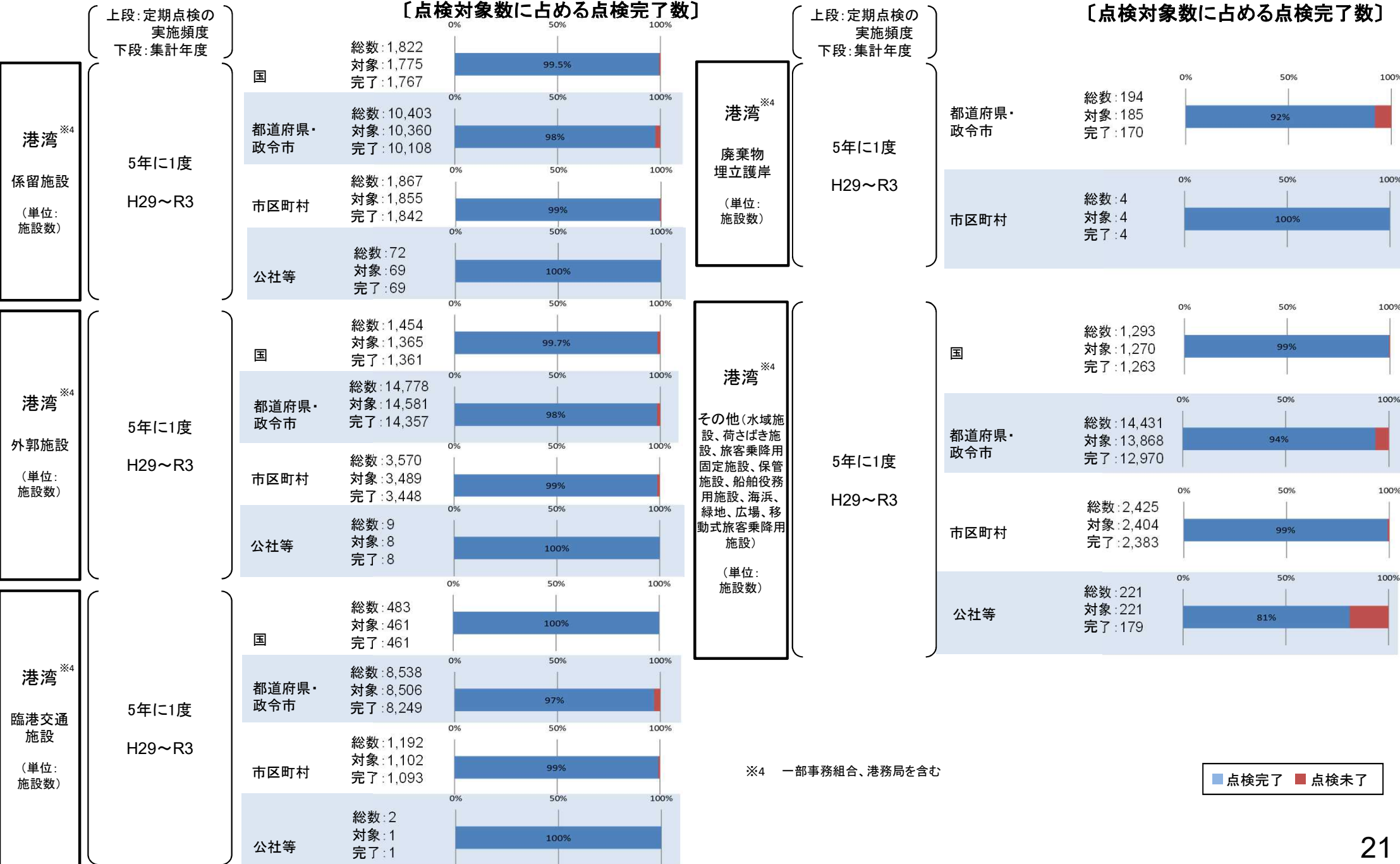
※2 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港務局を含む)

※3 1巡目の点検を完了。腐食の恐れの大い管路施設延長を対象としている(R3年度時点)



2)点検・診断／修繕・更新等③ (管理者別)

■点検の進捗状況(令和4年3月末時点)

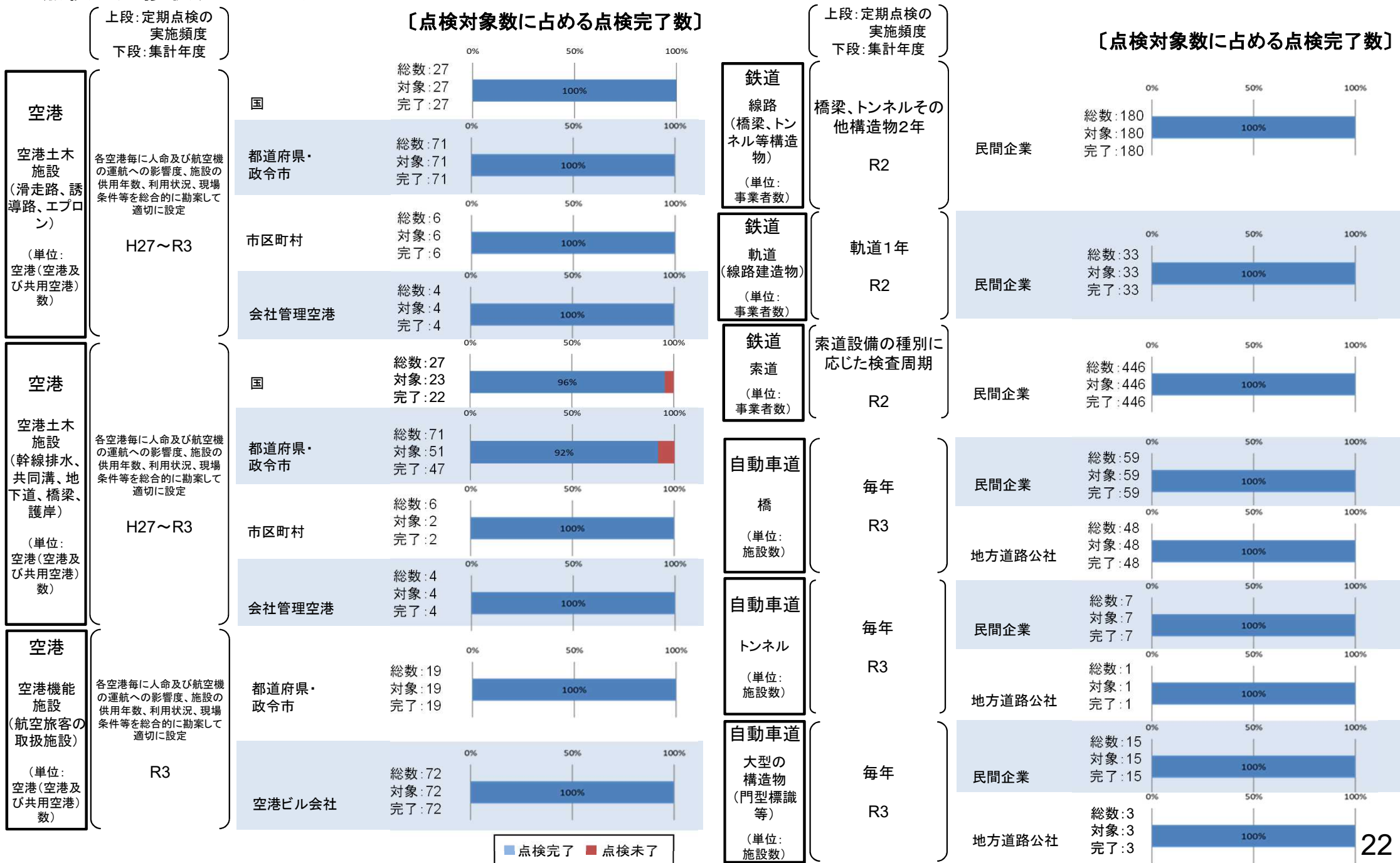


※4 一部事務組合、港務局を含む

■ 点検完了 ■ 点検未了

2)点検・診断／修繕・更新等④ (管理者別)

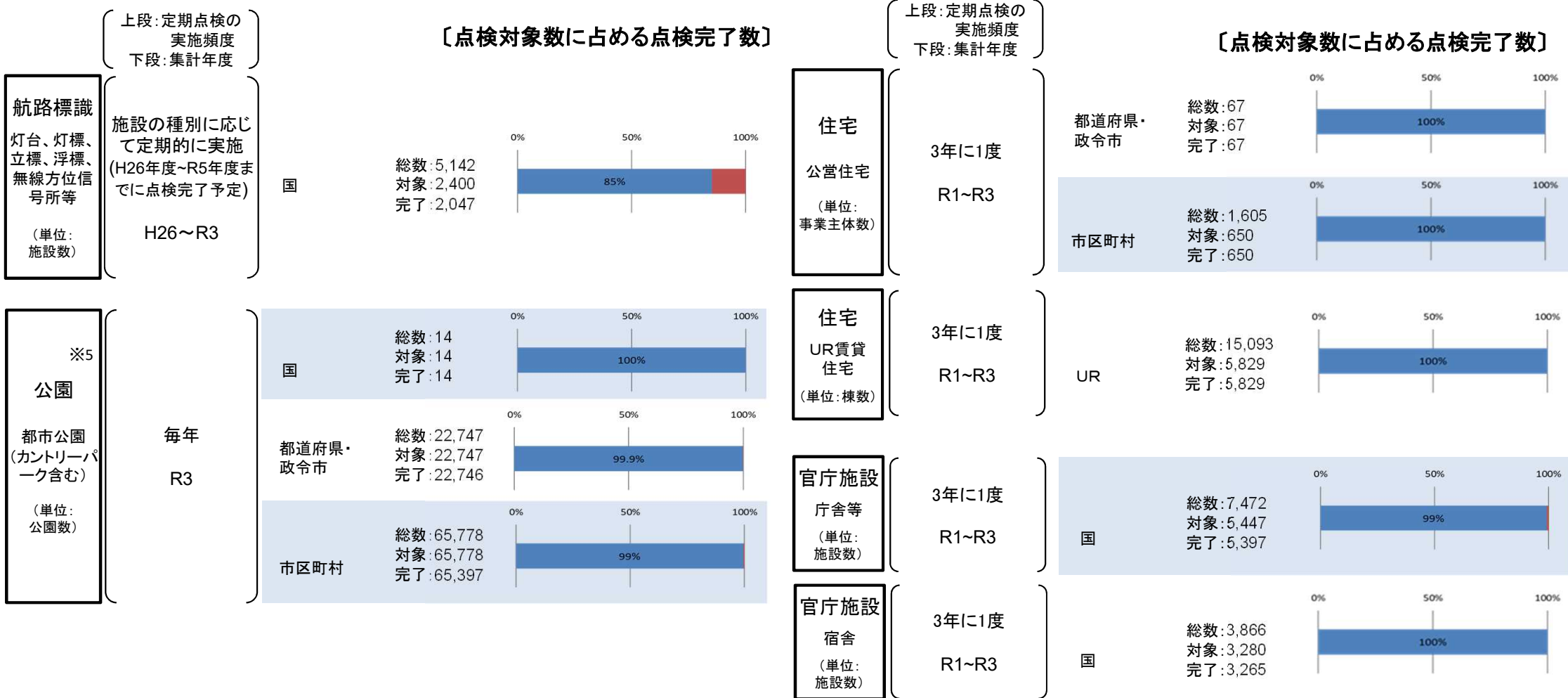
■点検の進捗状況(令和4年3月末時点)



■ 点検完了 ■ 点検未了

2)点検・診断／修繕・更新等⑤ (管理者別)

■点検の進捗状況(令和4年3月末時点)

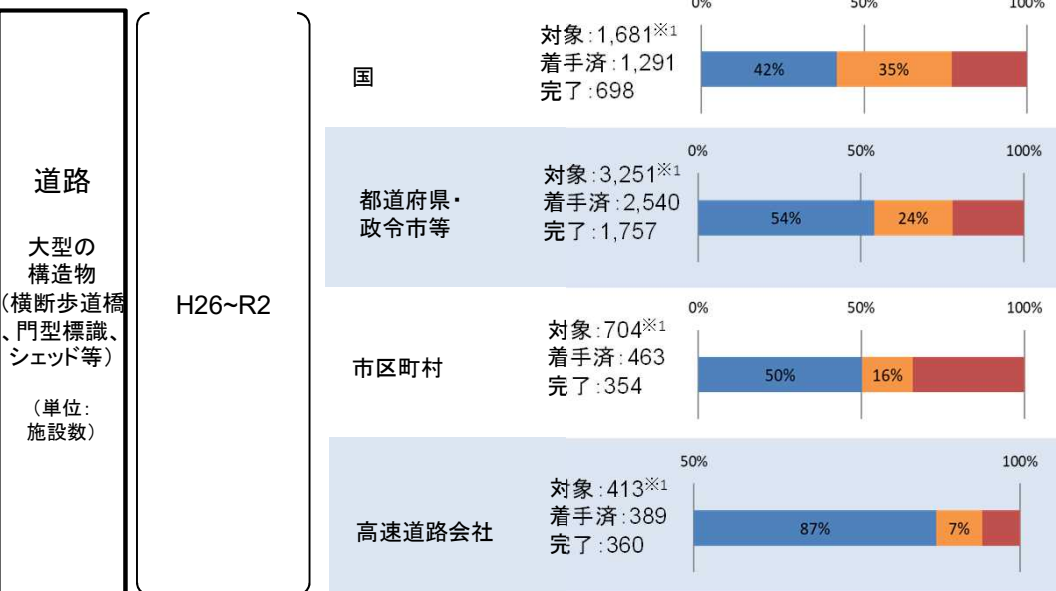
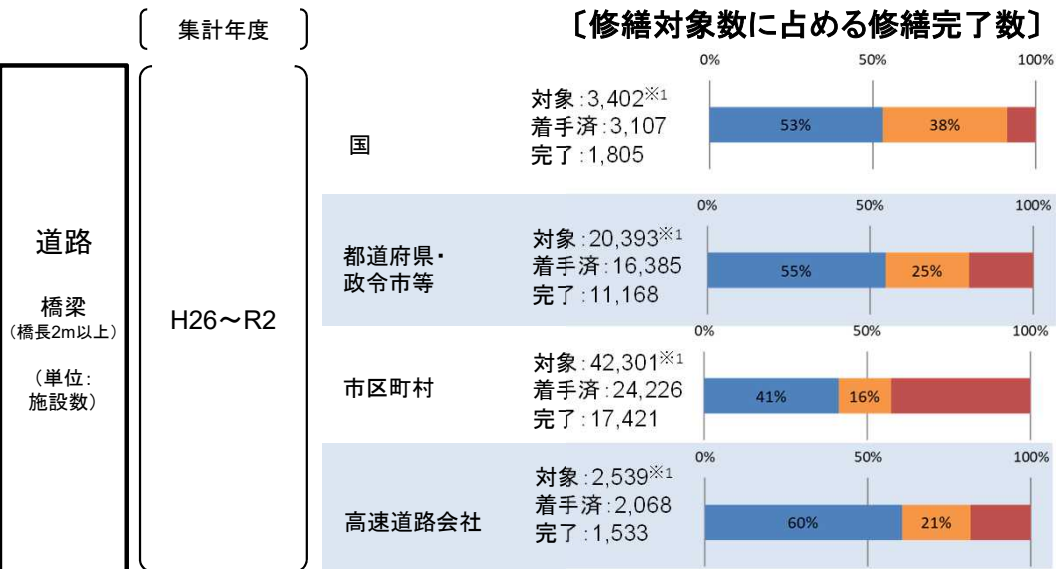


※5 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象

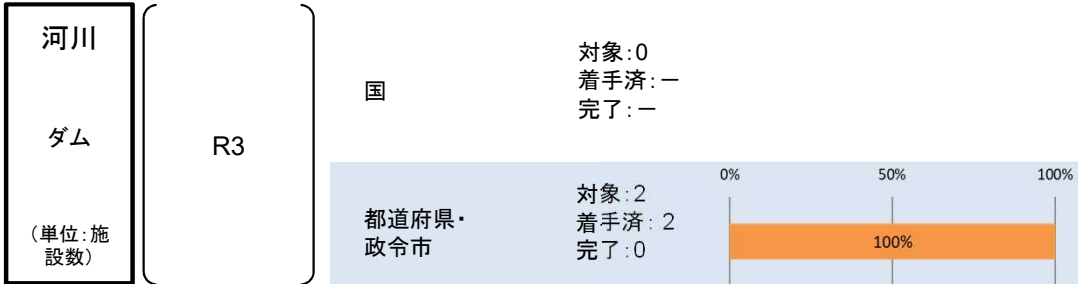
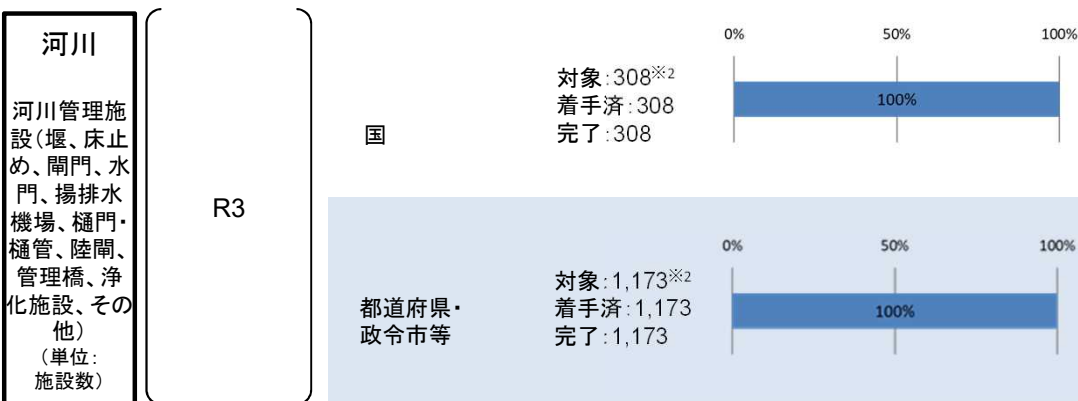
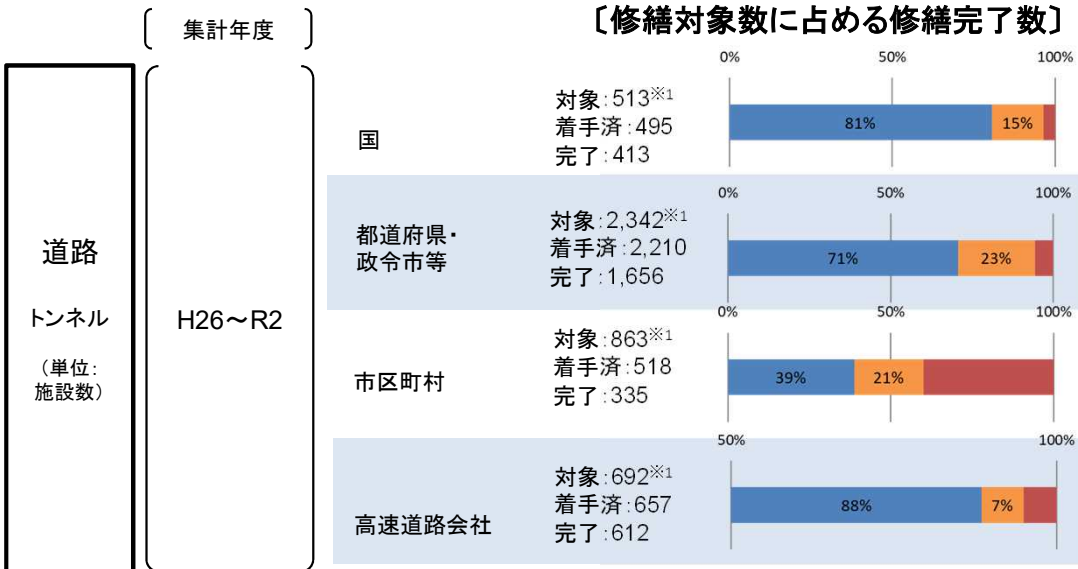


2)点検・診断／修繕・更新等⑥ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)



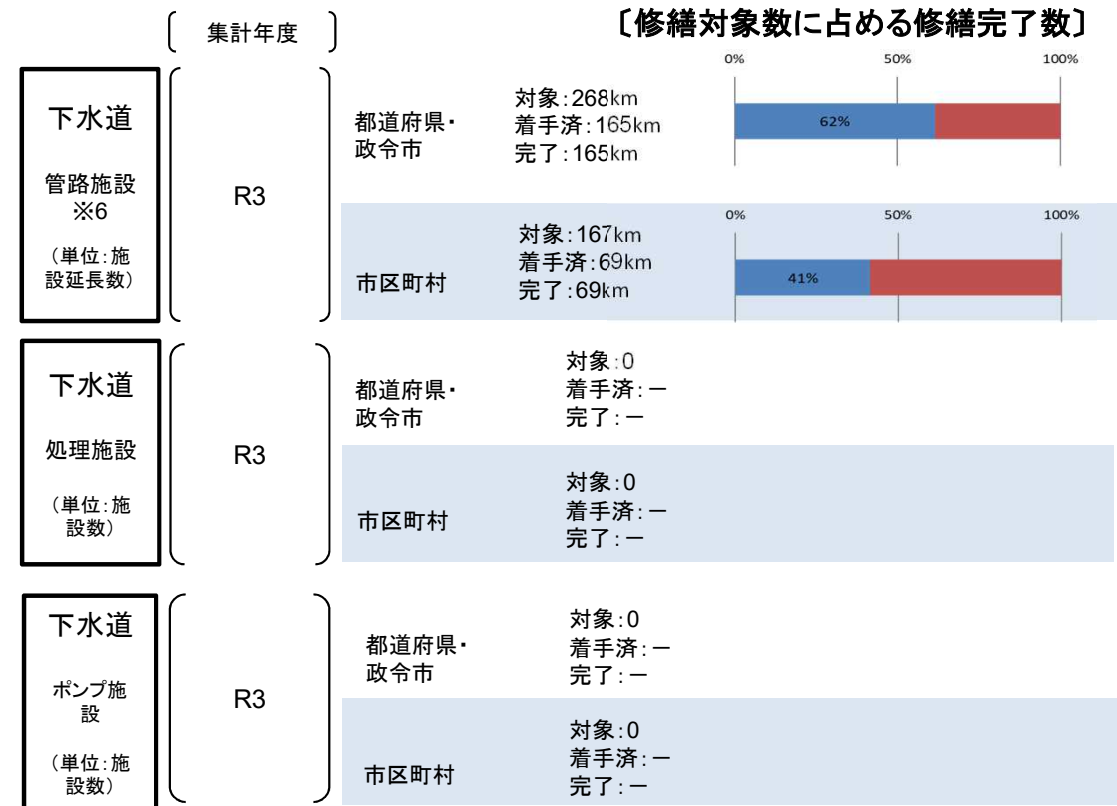
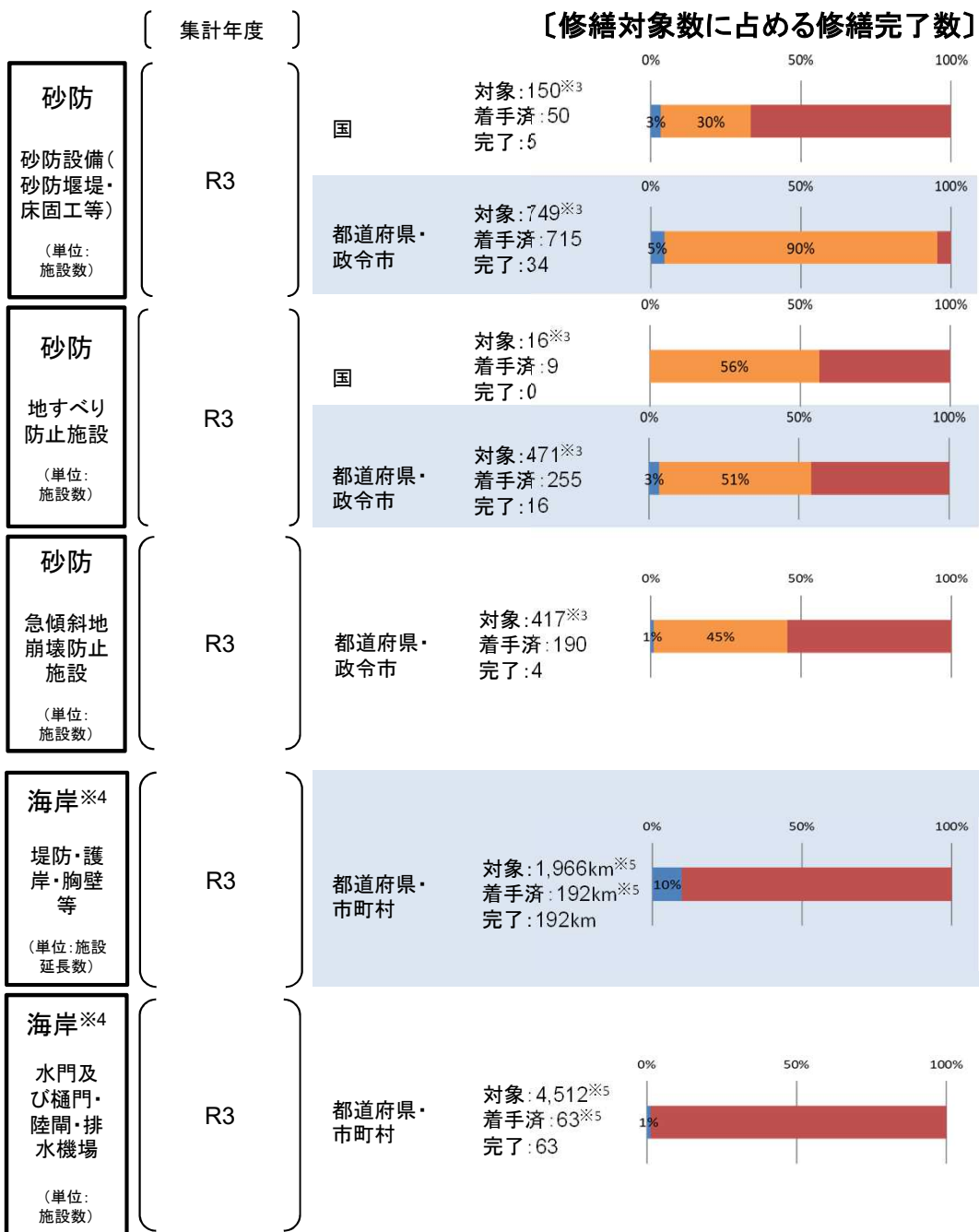
■ 修繕等完了 ■ 修繕着手済(未完了) ■ 修繕等未了



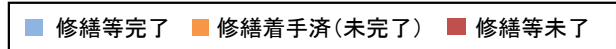
※1 1巡目(H26年度～H30年度)の点検で早期または緊急に措置を講ずべきと診断された施設
 ※2 事後保全段階(措置段階:D)に加え、予防保全段階:Cとなっている施設を一部対象としている

2)点検・診断／修繕・更新等⑦ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)

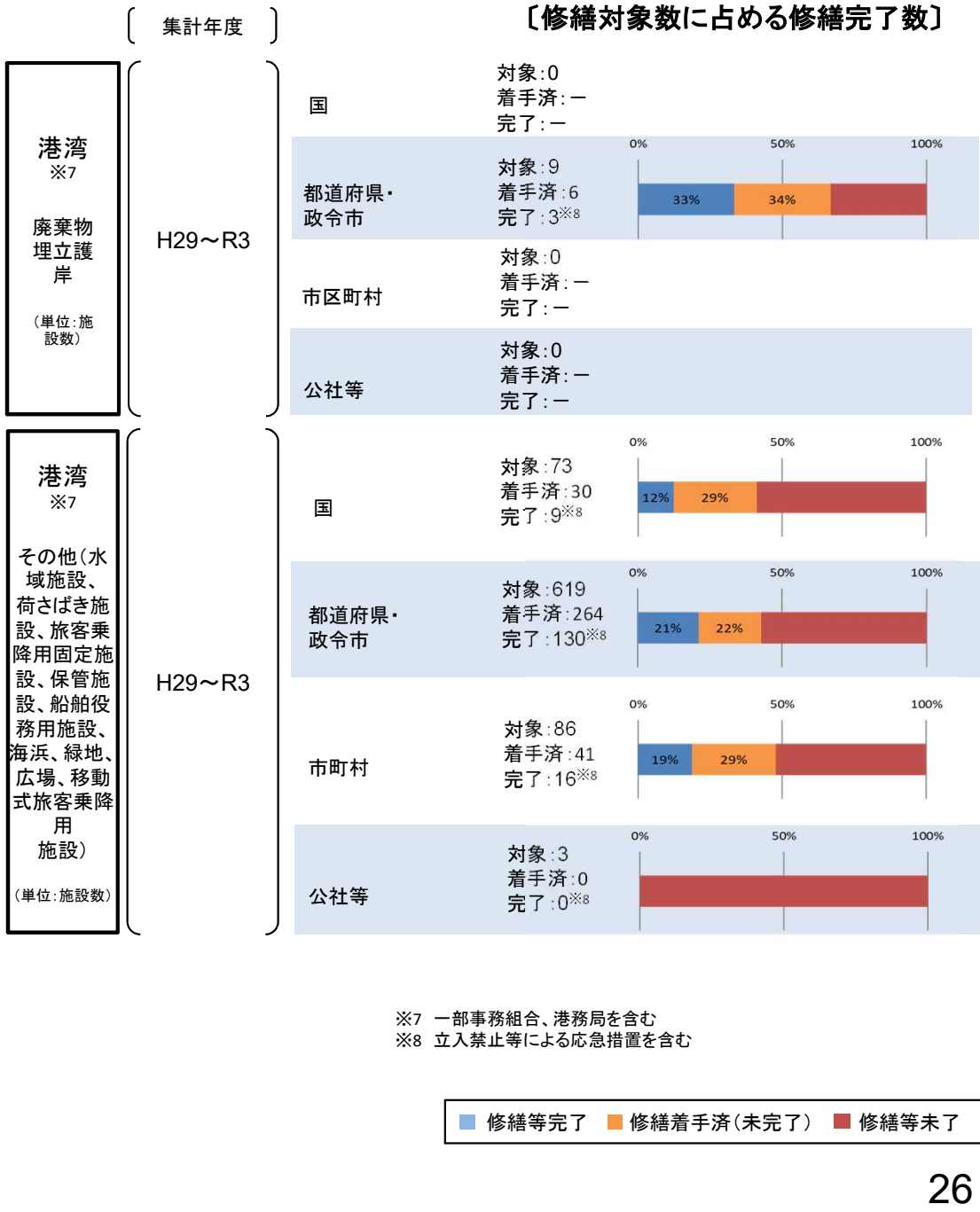
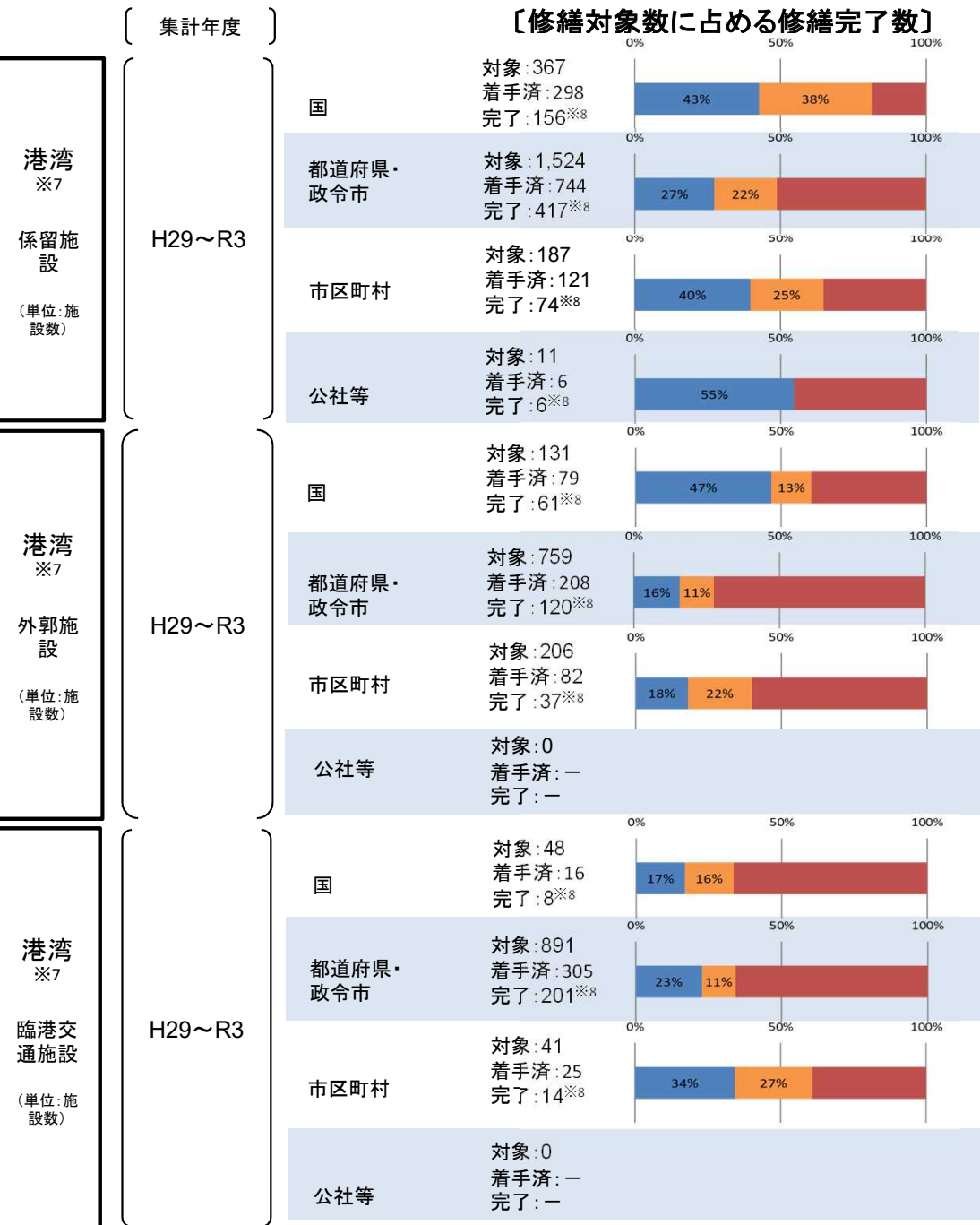


※3 健全度評価「要対策C」のうち優先的に対策を講ずべき社会的影響度の高い施設(要対策施設)を対象とする
 ※4 国土交通省所管海岸のみ対象(一部事務組合、港湾局を含む)
 ※5 対象は事後保全段階と予防保全段階。着手済は完了と同値としている
 ※6 腐食の恐れの大い管路施設(R3年度時点)



2)点検・診断／修繕・更新等⑧ (管理者別)

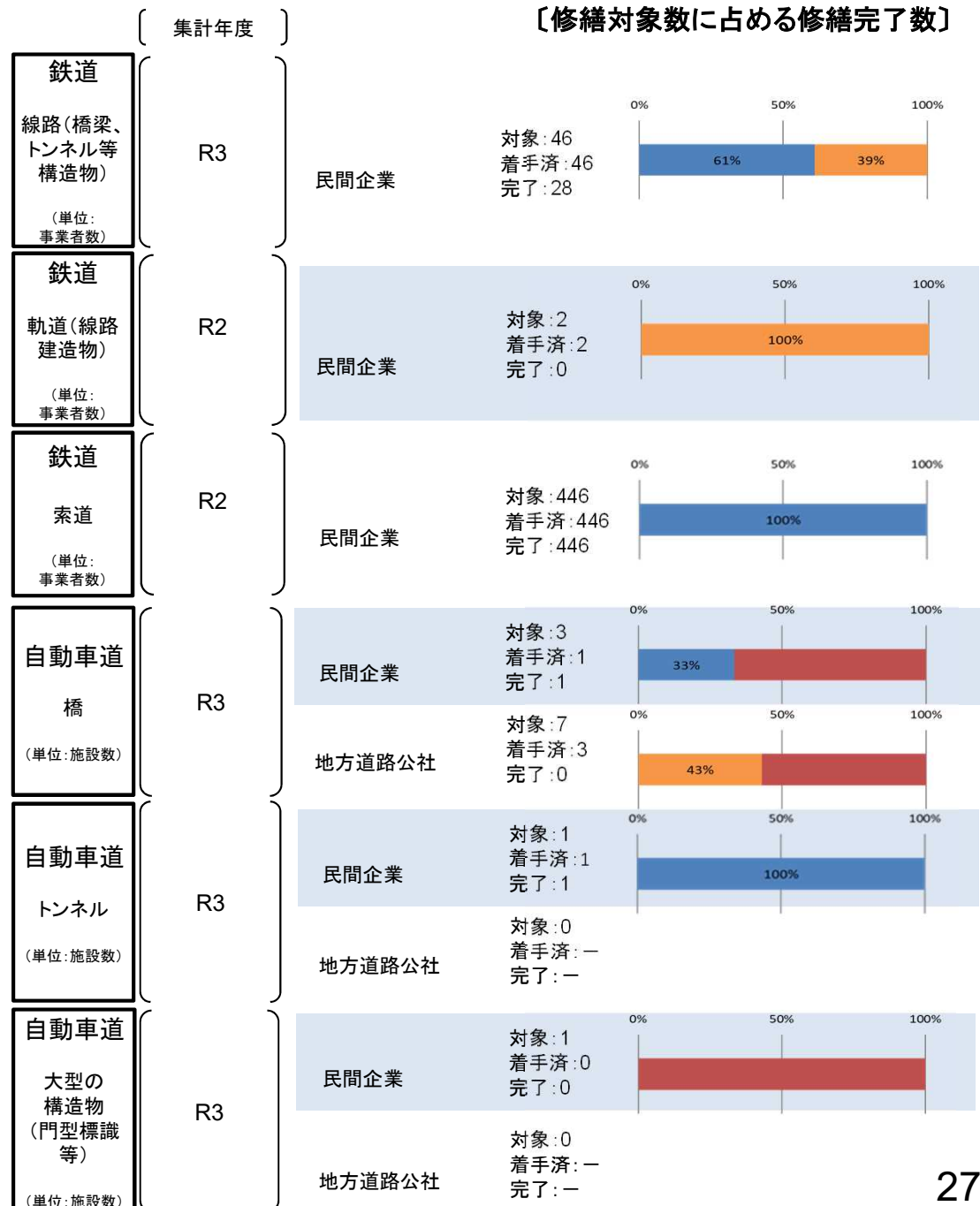
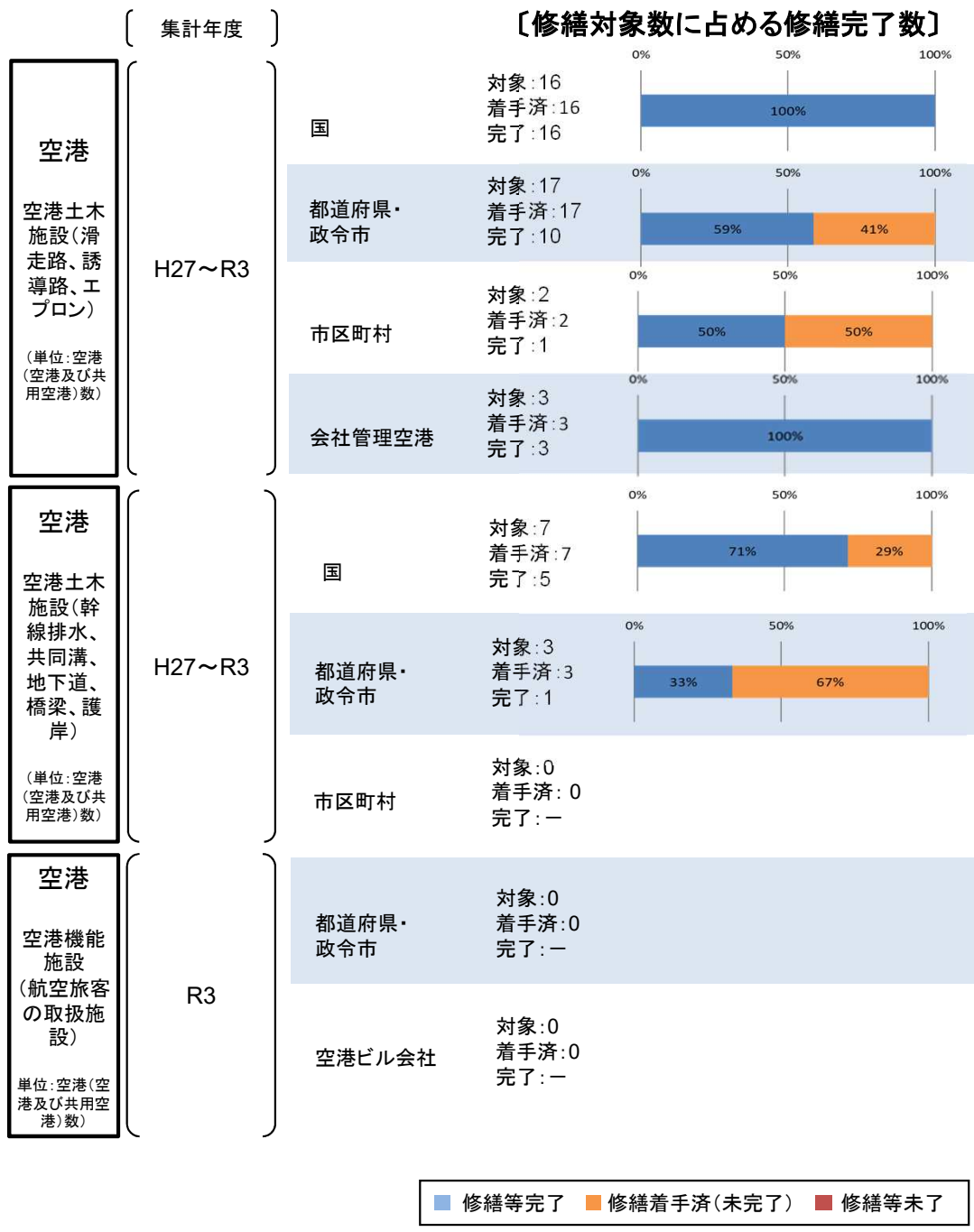
■修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)



■ 修繕等完了 ■ 修繕着手済(未完了) ■ 修繕等未了

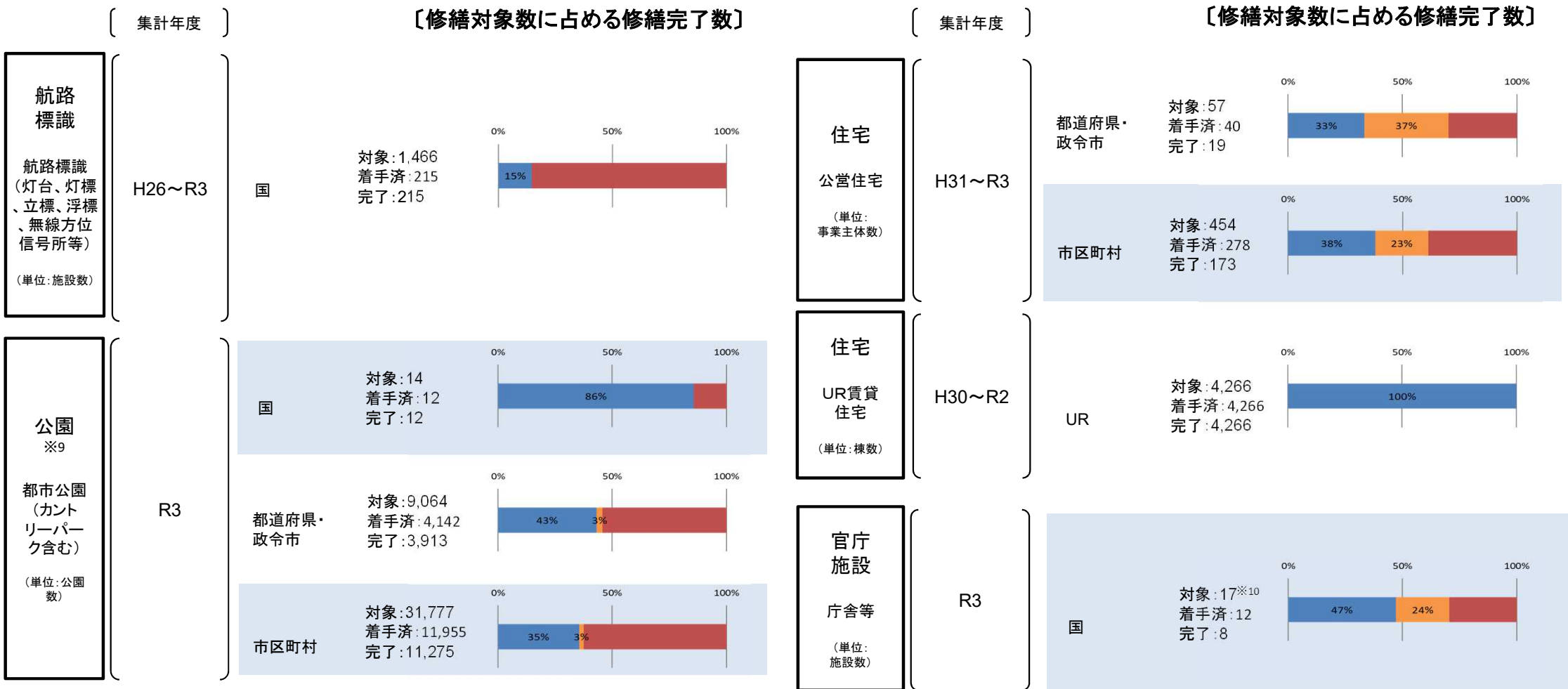
2)点検・診断／修繕・更新等⑨ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)

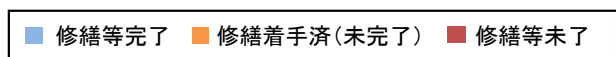


2)点検・診断／修繕・更新等⑩ (管理者別)

■修繕の進捗状況(令和4年3月末時点)

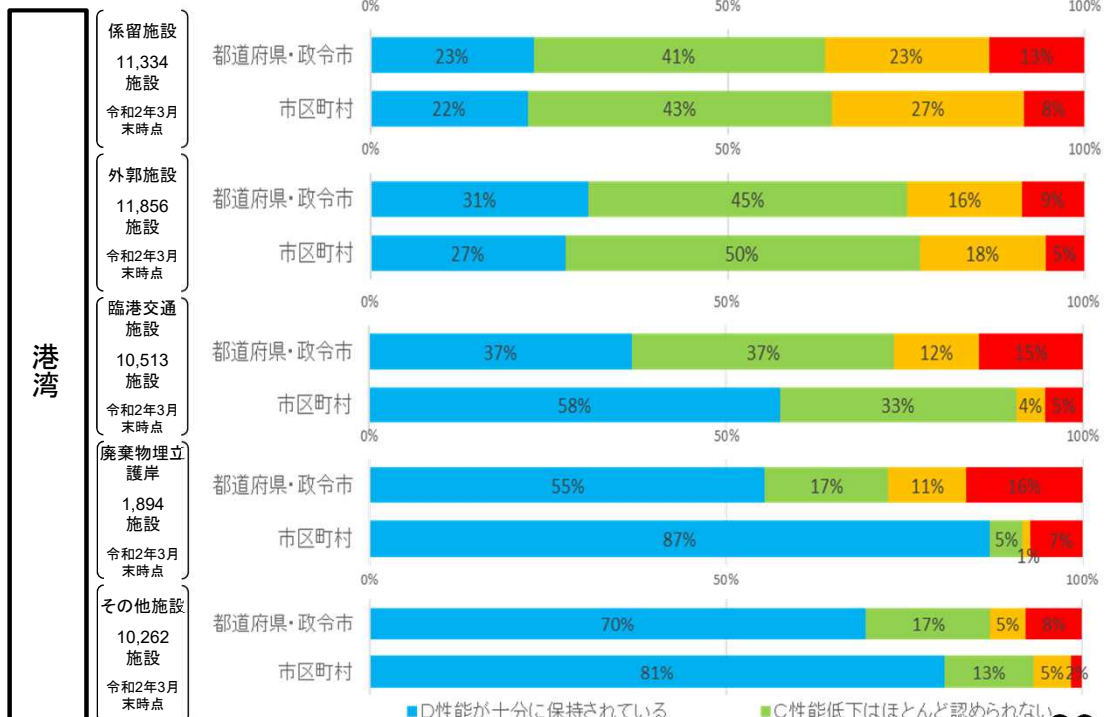
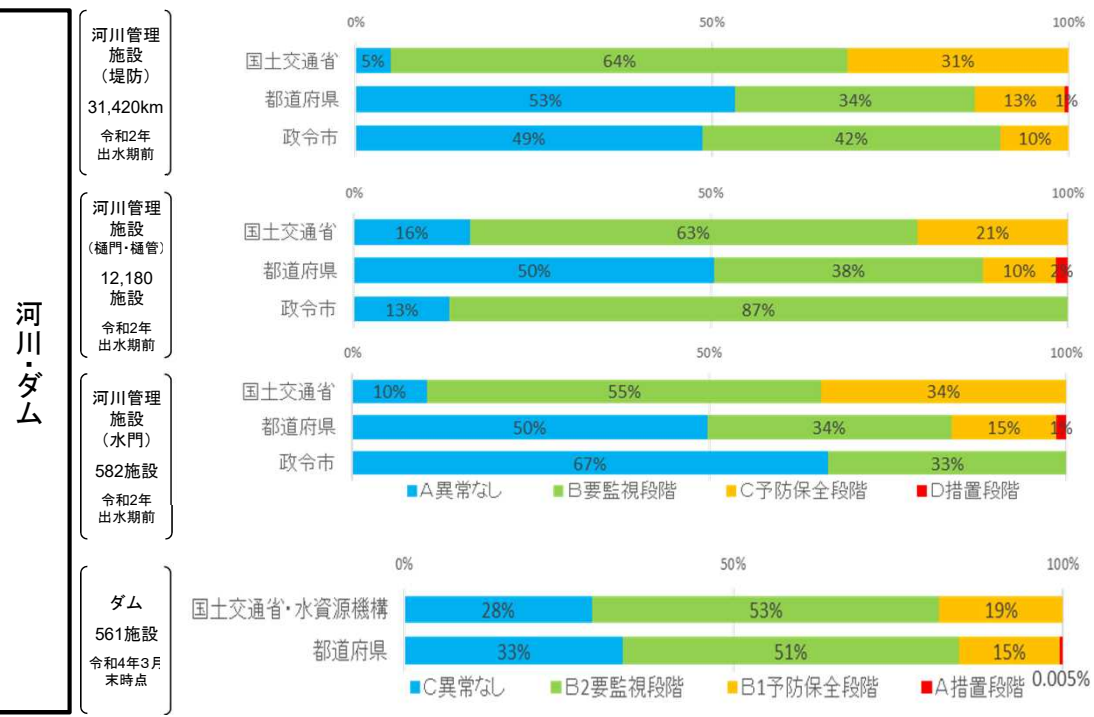
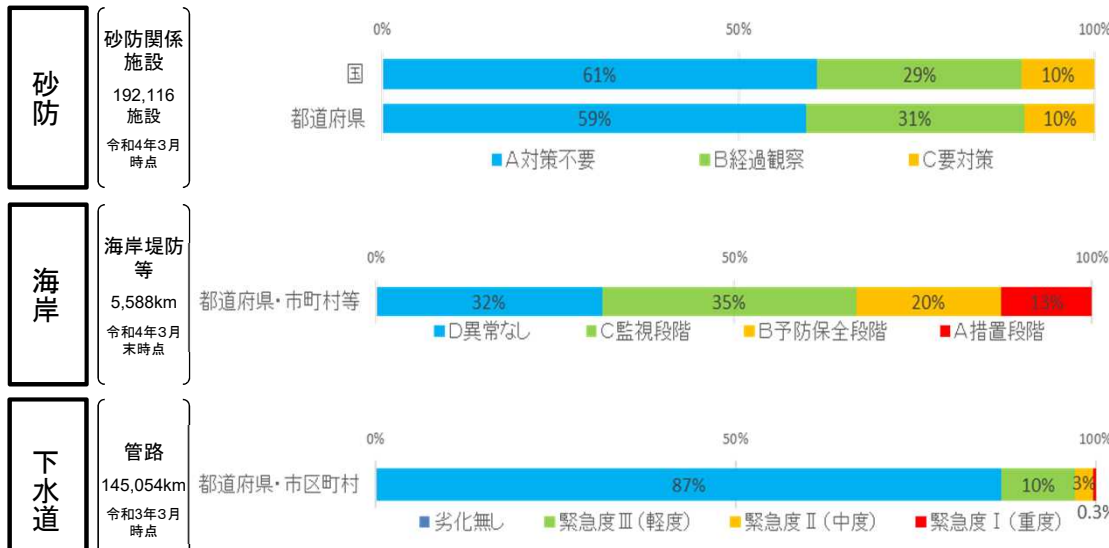
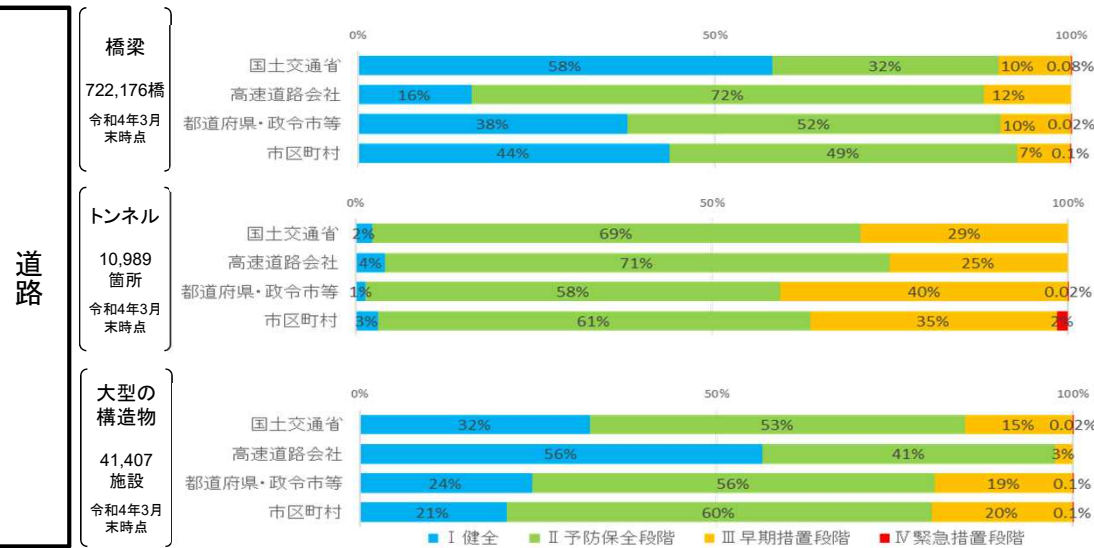


※9 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークが対象
 ※10 老朽化対策実施率(長寿命化を図るべき施設のうち、R2年度時点で措置が必要なもの)



3)施設の健全性① (管理者別)

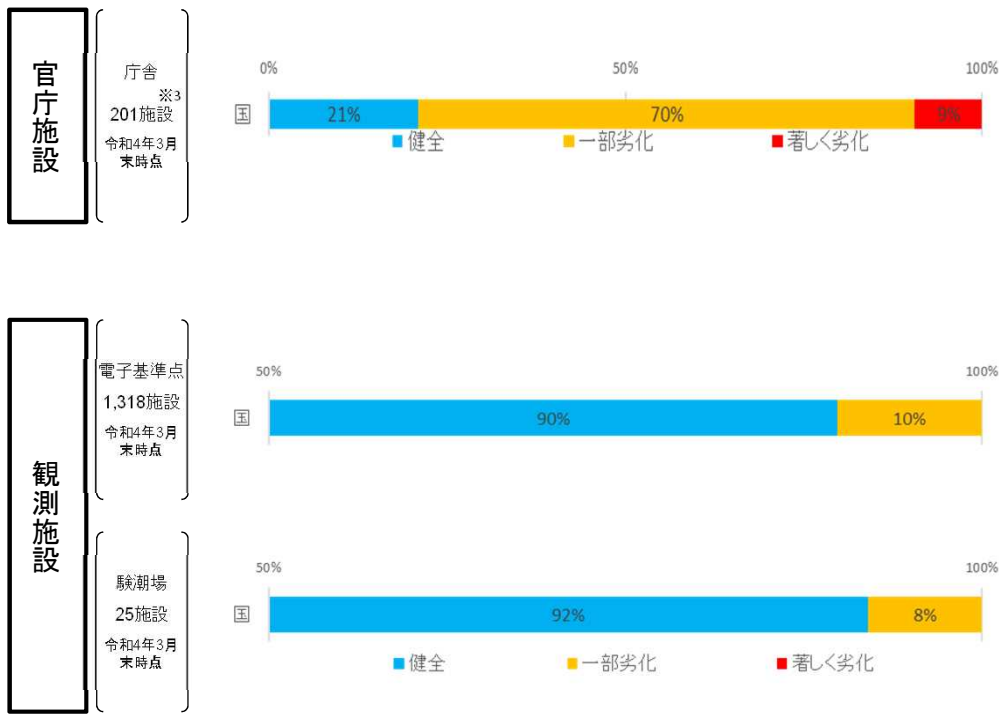
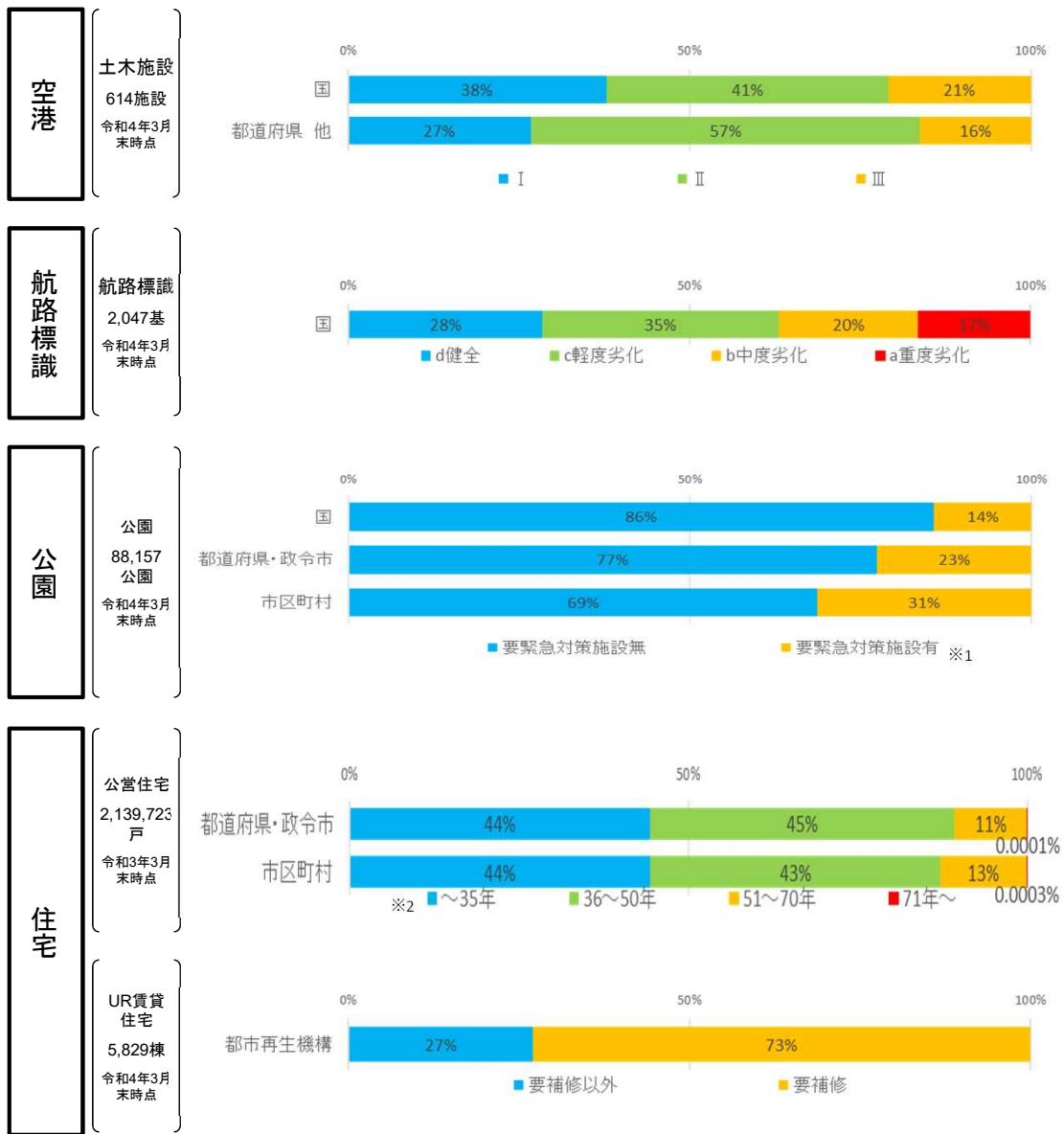
■健全性の評価別割合



※ 四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3)施設の健全性② (管理者別)

■健全性の評価別割合



※ 四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※1 点検結果より、健全度C、Dに該当すると判断された遊具のうち、令和2年度中の修繕が未完了のものを有する公園
 ※2 判定区分が無い場合、供用年数で整理
 ※3 築後30年以上経過した合同庁舎のうち長寿命化を図るべき施設を、外壁等の劣化状況に応じ区分

3. 地方公共団体への支援等

全体的な支援（ホームページでの情報の一元的提供）

インフラメンテナンス情報ポータルサイトを通じて、国土交通省所管分野のメンテナンスに関する情報の一元的提供を行う。

（支援策の具体的内容）

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、社会資本のメンテナンス情報に関する情報ポータルサイトを設置しています。

情報ポータルサイトでは、道路、河川、港湾などの各分野における社会資本の点検状況等が確認できるほか、社会資本の戦略的維持管理・更新に関する施策や取組などについて確認できます。

<トップページ>

The screenshot shows the homepage of the 'Infrastructure Maintenance Information' portal. It features a header with the site name and navigation tabs for 'Maintenance/Update', 'Current Status', 'National/Local Public Entities', 'Laws/Standards', 'Latest Tech', and 'Links'. A main banner highlights the 'Tokyo Gateway Bridge' with the headline '神経を持つ東京ゲートブリッジ'. Below this are sections for 'Social Capital Maintenance/Update' with icons for roads, rivers, waterways, railways, sand prevention, and harbors; 'National/Local Public Entities' with icons for public housing, parks, sea areas, airports, and aviation infrastructure; and 'Laws, Standards, and Manuals' with a list of documents like 'Social Capital Aging Countermeasures' and 'Longevity Action Plan'.

<コンテンツの例>

The screenshot shows a content page titled 'Support for Local Public Entities'. It includes a sub-header 'Local Public Entities Support' and a main text block stating that municipalities can take on maintenance responsibilities. A table on the right shows the 'Future Maintenance/Update Plan for Social Capital by Sector' (2018 fiscal year) with columns for 'Year' and 'Estimated Budget'. Below the table is a 'Manuals (Individual Design Plan Determination)' section, which lists 'Manuals (Individual Design Plan Determination) (VI. Necessary Measures Related to Direction of Measures, 4. Individual Design Plan Determination/Promotion)'. A 'Laws, Standards, and Manuals' section lists 'Basic Measures (VI. Necessary Measures Related to Direction of Measures, 2. Standardization of Measures)'. A 'Research/Training' section lists 'Research/Training' and 'Research Materials'.

年度	推計費
2018年度	約5.2億円
2023年度（9年後）	約5.5～6.0億円（1.2）
2028年度（10年後）	約5.8～6.4億円（1.2）
2033年度（20年後）	約6.0～6.6億円（1.3）
2048年度（30年後）	約5.9～6.5億円（1.3）

財政的支援(道路メンテナンス事業補助制度による支援)

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

- ・新技術等を活用する事業※1
- ・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

- ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※2 「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名・延長・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



【橋梁】

〇〇市
トンネル
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名・延長・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・老朽化対策方針
・新技術活用方針
・費用縮減方針
・施設名・延長・判定区分
・点検・修繕実施年度
・修繕内容・対策費用等



【道路附属物等】

財政的支援(大規模更新事業等による支援)

インフラ長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策について、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施

(支援策の具体的内容)

河川・ダム・砂防・海岸の個別補助事業(メンテナンス事業)として「長寿命化計画(個別施設計画)の策定又は変更」を補助対象とし、修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進。

国費率:事業毎に実施要綱で定める割合(1/2等)

- 地方公共団体は、長寿命化計画(個別施設計画)を策定
- 個別施設毎に記載された計画に位置付けられた事業を支援



地方公共団体が管理する排水機場、砂防堰堤、水門、雨水ポンプ場等が対象。

【排水ポンプ設備更新の例】



ポンプ設備更新



【その他の施設例】



砂防施設(砂防堰堤)



海岸保全施設(水門)

財政的支援(河川:インフラメンテナンス事業補助の創設)

- インフラ長寿命化計画において、予防保全によるLCC(ライフサイクルコスト)の縮減・平準化を図り、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進。
- インフラ長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策について、個別補助事業(メンテナンス事業)を創設し、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施。
- 個別補助事業(メンテナンス事業)として「長寿命化計画(個別施設計画)の策定又は変更」を補助対象とし、施設のLCC及びその縮減に関する具体的な方針、新技術の活用等による短期的な数値目標及びその効果を当該計画に記載することで、関係するインフラ施設全体において持続可能なメンテナンスサイクルの実現を図る。

■ 老朽化対策に係る個別補助事業(メンテナンス事業費補助)の創設

<概要>

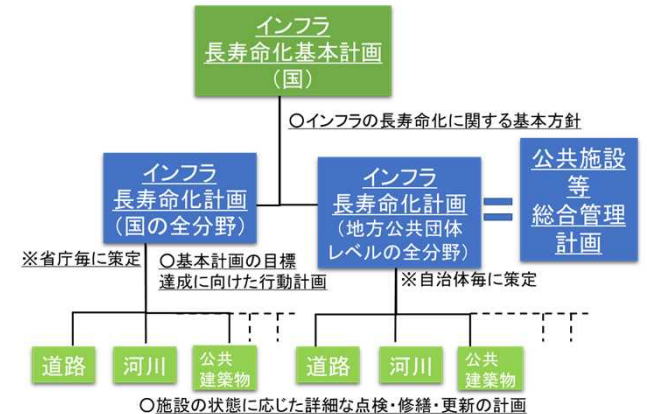
これまで防災・安全交付金等によって、地方公共団体が行う老朽化対策を支援してきたところであるが、個別補助制度による支援に一本化し、「長寿命化計画(個別施設計画)の策定又は変更」を補助対象として、集中的かつ計画的な支援を実施。

なお、個別補助事業の創設に伴い、以下の内容が拡充。

事業	これまでの補助対象	個別補助事業の創設に伴い 拡充される補助対象
河川 メンテナンス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設(ダム関連施設を除く)の長寿命化計画に基づく老朽化対策等 ・機械設備及び電気設備の年点検 	—
ダム メンテナンス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の長寿命化計画に基づく老朽化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備及び電気通信設備の年点検
砂防 メンテナンス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防関係施設の既存不適格対策等 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防関係施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策
海岸 メンテナンス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策 ・老朽化調査 	—

インフラ長寿命化に向けた計画

【体系(イメージ)】



【インフラ長寿命化計画(行動計画)】

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針(対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/必要施策に係る取組の方向性等)

【個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)】

施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画(対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等)

財政的支援(港湾メンテナンス事業補助制度による支援)

- 港湾メンテナンス事業により、加速度的に進行する重要インフラの老朽化対策を集中的・計画的に支援し、地方公共団体等の予防保全型維持管理への本格転換を推進。
- 既存施設の統廃合、機能の集約及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を個別施設計画に記載するための検討に係る費用の支援も実施。

【老朽化の進行による港湾施設の破損・事故例】



エプロンの陥没



臨港道路の陥没



コンクリートの剥離



杭の破断

【個別施設計画への記載例】

港湾管理者: ○○県(所管港湾: △△港、□□港)

ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針

△△港

既存施設の統廃合等	令和7年度までに○岸壁を利用転換(不荷役化)します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する水域施設、係留施設において、○割の施設で新技術・新工法を活用する予定。
費用縮減効果	これらの取組みにより、5年間で約●千万円のコスト削減を目指します。

□□港

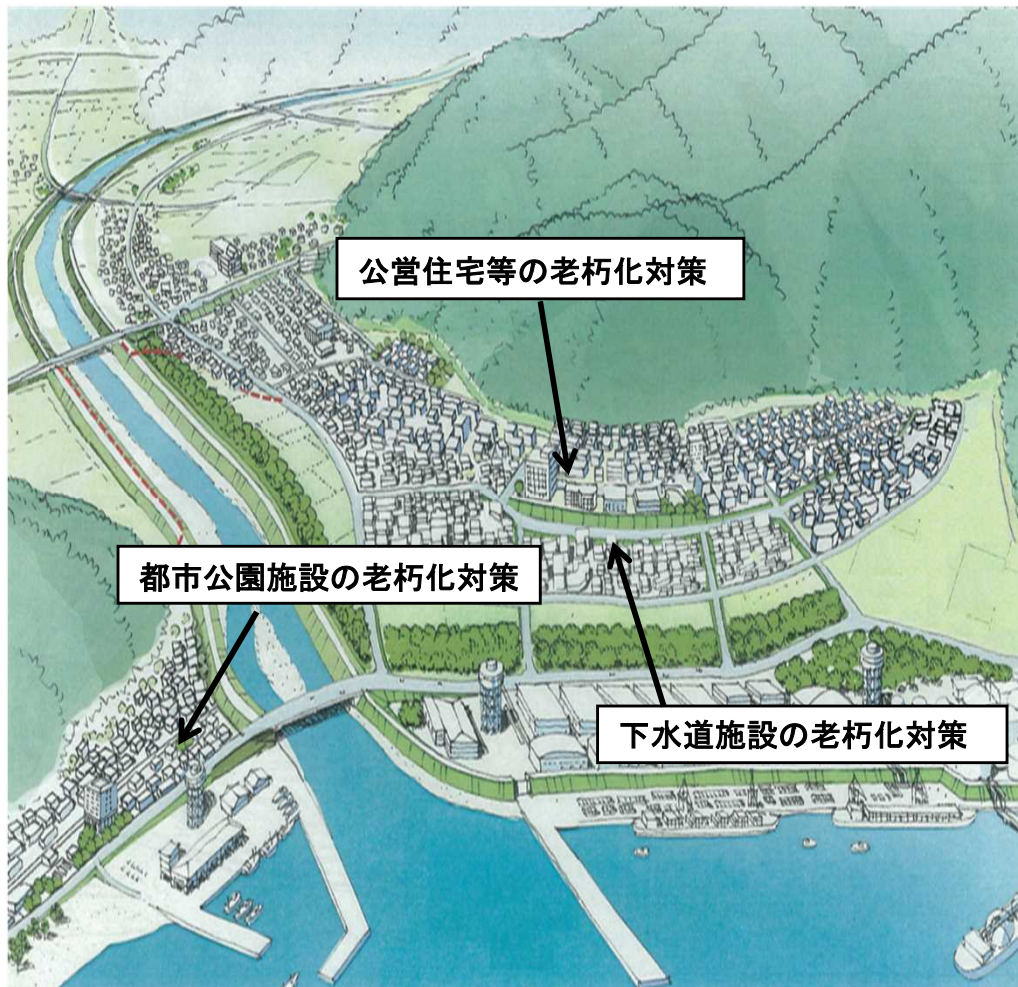
既存施設の統廃合等	令和7年度までに老朽化した岸壁で構成されたふ頭間を埋め立て、ふ頭用地を確保し、船舶大型化に対応した岸壁を整備して貨物を集約します。
新技術等の活用	令和7年度までに管理する外郭施設、臨港交通施設の○○施設のうち、約○割の施設で補修・定期点検に係る新技術・新工法を活用します。
費用縮減効果	これらの取組みにより、5年間で約●百万円のコスト削減を目指します。

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等戦略的維持管理・更新の実施を支援。

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が単独で、又は共同して策定した整備計画に対して、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援(計画期間:3~5年、国費率:事業毎に交付要綱で定める割合(1/2等))。



◆下水道施設の老朽化対策



テレビカメラによる
管路の点検・調査

◆公営住宅等の老朽化対策

老朽化した公営住宅を更新し安全・安心な住宅ストックを確保



◆都市公園施設の老朽化対策



緊急対策が必要な施設の例



老朽化した園路の改修

財政的支援(防災・安全交付金による支援)

下水道事業

(支援策の概要)

- 下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」の策定とそれに基づく計画的な点検・調査及び改築を支援

(支援策の具体的内容)

■ 下水道ストックマネジメント支援制度

対象:「下水道ストックマネジメント計画」の策定、同計画に基づく点検・調査及び改築

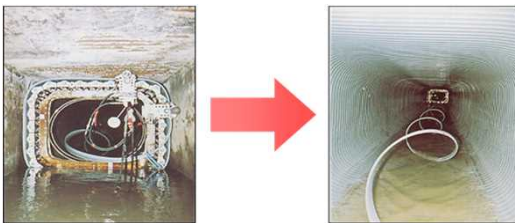
条件:①事業計画等に基づき適正な維持管理が行われていること

②「下水道ストックマネジメント計画」に位置付けられていること

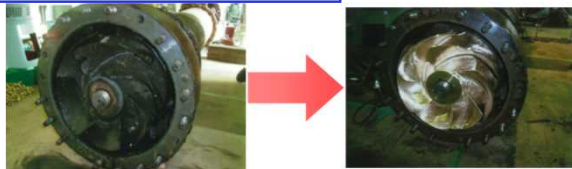
補助率:1/2等

(支援策のイメージ)

更生工法による改築



部分取替による長寿命化

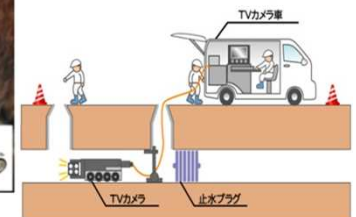


計画的な改築を行うために必要な点検・調査

・潜行目視による点検・調査



・テレビカメラによる点検・調査



財政的支援(防災・安全交付金による支援)

地域住宅計画に基づく事業

(支援策の概要)

地方公共団体が管理する公営住宅等について、公営住宅等長寿命化計画等に基づく計画的な建替・改善について財政的支援を実施

(支援策の具体的内容)

- ・支援策の対象: 地方公共団体が行う建替・改善に係る財政的支援
- ・支援策を受けられる条件: 公営住宅等長寿命化計画に基づく事業であること 等
- ・主な補助率: 原則50%

(支援策のイメージ)

外壁改修、給排水設備改修
など、耐久性向上、躯体の経
年劣化の軽減等を図るための
改善への支援



財政的支援(防災・安全交付金による支援)

都市公園・緑地等事業

(支援策の概要)

○地方公共団体における公園施設長寿命化計画の策定及び当計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を支援

(支援策の具体的内容)

■公園施設長寿命化計画策定調査

公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定を支援【国費率:1/2】 ※令和5年度までの措置(ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては令和2年度までの措置とし、令和3年度から令和5年度までは公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。)

■公園施設長寿命化対策支援事業

健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている施設の改築を支援【国費率:1/2】

(支援策のイメージ)



老朽化が進行した複合遊具を撤去し、新たに同様の施設を設置



老朽化が進行した四阿を再整備
あずまや

技術的支援(社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化)

地方公共団体等の職員を対象とした維持管理に係る研修の開催による技術力向上

(支援策の具体的内容)

確実な維持管理が行えるよう、従来の取り組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。技術者不足が指摘されている地方公共団体への技術的支援の一環として、研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。



道路・河川における維持管理の研修の様子



港湾における維持管理の研修の様子



インフラメンテナンス国民会議によるフォーラムの様子

技術的支援(LCCの算定方法を示したガイドライン等)

LCC(ライフサイクルコスト)の算定方法を示したガイドライン等の策定・公表や、LCC算定ツールの提供による最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定支援

(支援策の具体的内容)

国は、ガイドラインの策定・公表やLCC算定ツールを提供することなどにより、地方公共団体の最適な中長期的な維持管理・更新計画(個別施設計画)の策定を支援している。

技術的支援(インフラメンテナンス国民会議)

- 産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向け、様々な主体が参画し、技術や知恵を総動員するプラットフォームとして設立。インフラの維持管理における分野横断的な連携、多様な主体との連携を推進。
- インフラメンテナンスサイクルのあらゆる段階において、多様な産業の技術や民間のノウハウを活用し、メンテナンス産業の生産性を向上させ、メンテナンス産業を育成・拡大することで、持続的・効率的なインフラメンテナンスを実現。

会員の規模も拡大し、活動が本格化 ⇒ **新たな取組を進める自治体・民間企業の課題解決等を支援**

革新的技術の開発と実装の加速

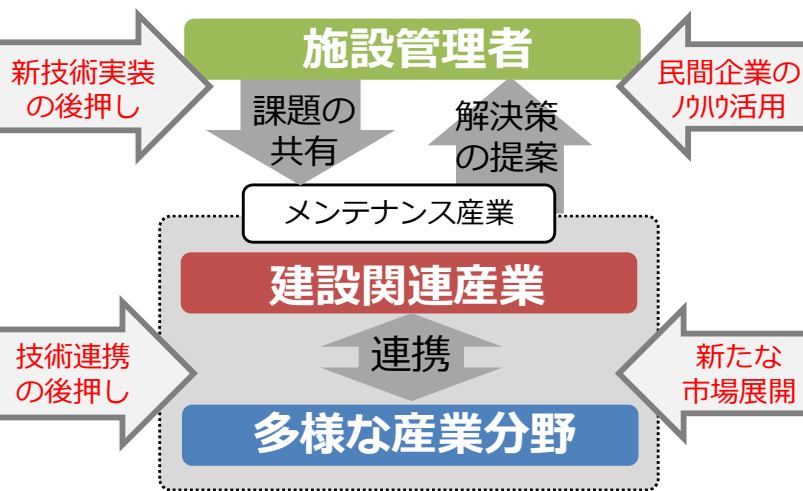
・新技術の試行



■点検診断一貫システムの試行



■下水圧送管路の効率的な調査方法の試行



民間企業のノウハウ活用

- ・自治体の議論の活性化



■新技術導入研究
・意見交換会
(品川区)

海外市場の拡大

- ・我が国企業の海外展開支援



■海外市場展開
フォーラム
設立総会

「インフラメンテナンス市区町村長会議」の立ち上げ (令和4年4月28日)

- 地方自治体において、予防保全への本格転換や新技術の活用など、効率的・効果的なインフラメンテナンスの実現を目的とし、メンテナンスに高い関心を有する市区町村長で構成する「インフラメンテナンス市区町村長会議」を立ち上げ。

目的(ねらい)

- ・ 首長同士の意見交換による、メンテナンスに関する知見や意識の向上
- ・ トップダウンによるインフラメンテナンスの強力な推進
- ・ 社会に対するインフラメンテナンスの必要性の啓発



技術的支援(インフラメンテナンス大賞)

国民へのメンテナンスの理念の普及、ベストプラクティスの幅広い展開を図るため、国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」を創設し、これまでに5回実施。現在、第6回の応募について各省による審査を実施中。選考委員会を経て受賞案件の選定を行い、冬頃に表彰式を実施予定

インフラメンテナンス大賞の概要

1	主催者	国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省
2	表彰対象	インフラメンテナンスにかかる特に優れた取組・技術開発 ア)メンテナンス実施現場における工夫部門 イ)メンテナンスを支える活動部門 ウ)技術開発部門
3	表彰の種類	国土交通他6大臣賞※／特別賞／優秀賞 (※経済産業大臣賞は第4回より設定)

ベストプラクティスの紹介・展開



各大臣賞

(国土交通大臣賞等7省の各大臣最大3部門ずつ計最大21件
このほかに情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞1件)

特別賞
(大臣賞に準ずるもの7件程度)

優秀賞
(最大21件程度)

⇒インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進

開催実績

- 第1回：248件の中から28件の受賞者を決定
- 第2回：205件の中から32件の受賞者を決定
- 第3回：255件の中から32件の受賞者を決定
- 第4回：288件の中から35件の受賞者を決定
- 第5回：247件の中から33件の受賞者を決定

第5回インフラメンテナンス大賞
国土交通大臣賞

メンテナンス実施現場における工夫部門

ドライブレコーダーを活用した空港滑走路の調査及び点検 (株式会社南紀白浜エアポート)



滑走路の画像データの画像認証

メンテナンスを支える活動部門

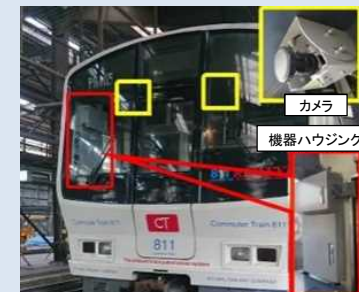
清流四万十川の景観、文化、日常を構成する岩間沈下橋を後世に残す活動



2017年11月に岩間沈下橋の一部がV字崩壊 (四万十市役所)

技術開発部門

列車巡視支援システムの開発と実用化 (九州旅客鉄道株式会社)

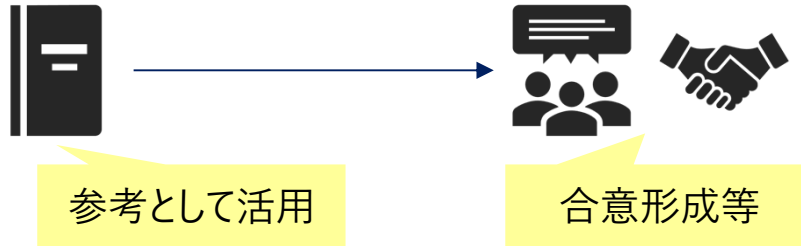


営業車に機器類を設置し、計測・解析

技術的支援(地方公共団体における新技術導入を促進する取組(マニュアル策定))

- 維持管理業務に新技術を導入する際に工夫・留意すべき点について整理することで、**新技術の導入を加速し、横断的な展開を促進**することを目的に、令和3年3月に**新技術導入の手引き(案)**を作成。
- 市町村の職員を対象とし、新技術導入プロセスや事例集を記載。

手引きの記載と活用イメージ



- インフラの維持管理業務に新技術を導入するにあたり工夫・留意すべき事項を整理
- **新技術導入の検討段階や実際に本格導入を進める際に参考**とする

想定する読者



市町村などの自治体において各種インフラの維持管理業務を担う職員



業務が逼迫しているなど、インフラ維持管理に課題認識を持っているものの、新技術導入の具体的な進め方のイメージ(合意形成段階等)が持てない

漠然と新技術導入について関心があるものの、何から考え始めればよいか分からない

「新技術導入の手引き」記載概要

	章	概要
I	はじめに	手引きの目的やターゲットとする読者、活用方法等を明示
II	新技術導入の手順	新技術導入プロセスを5段階(担当部署内での事前検討/導入の意思決定及び予算確保に向けた調整/現場試行/本格導入/現場職員への説明会、評価、改善・改良)に分け、各ステップの検討事項やポイントを具体的に説明
III	事例集	新技術導入事例(計7事例)について、概要・導入経緯・内部説明等を取りまとめ、明示

技術的支援(社会資本の維持管理に関する資格制度)

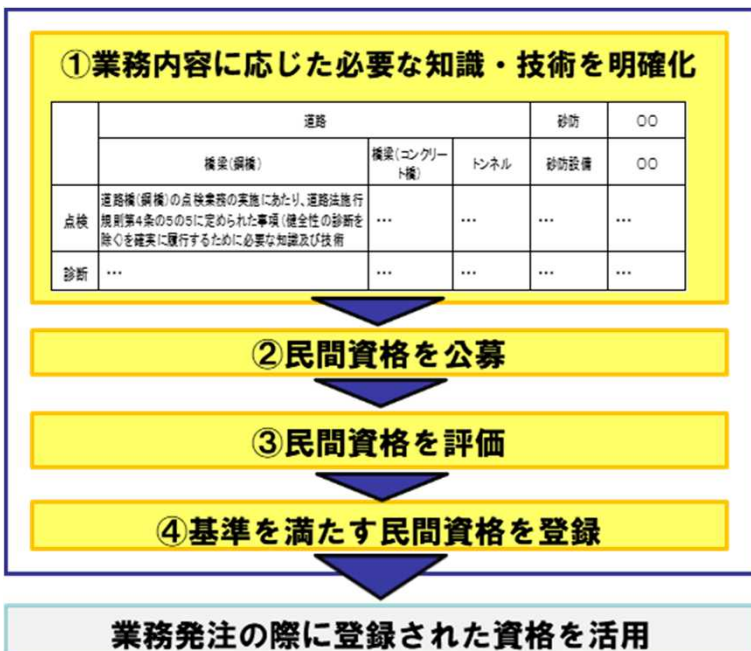
- 既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築(H26.11登録規程告示)
- 維持管理分野について、のべ266の民間資格を登録。

(支援策の具体的内容)

- ・国は点検・診断等の業務に必要な知識・技術の明確化を図り、必要な技術水準を満たす資格を登録。
- ・地方公共団体は、国が登録した資格を点検・診断等の業務発注時に活用することにより、点検・診断等の一定の水準の確保や、社会資本の維持管理に係る品質の確保を図る。⇒総合評価落札方式で加点評価するなど、積極的に活用。

(支援策のイメージ)

<民間資格の登録等のプロセス>



<施設等毎の登録資格数(※)>

R4.2現在

施設等名	登録資格数									計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	R3.2	R4.2		
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	6	60	
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	6	65	
橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	-	-	-	-	-	-	-	2	2	
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	3	37	
舗装	-	-	-	9	1	4	0	0	14	
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	0	0	9	
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	0	0	26	
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	0	0	16	
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	0	4	8	
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	2	
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	0	3	
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	0	0	2	
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	6	
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	7	
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	0	4	
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	0	0	2	
計	50	49	37	36	37	30	6	21	266	

※維持管理分野を記載。その他計画・調査・設計分野がある。

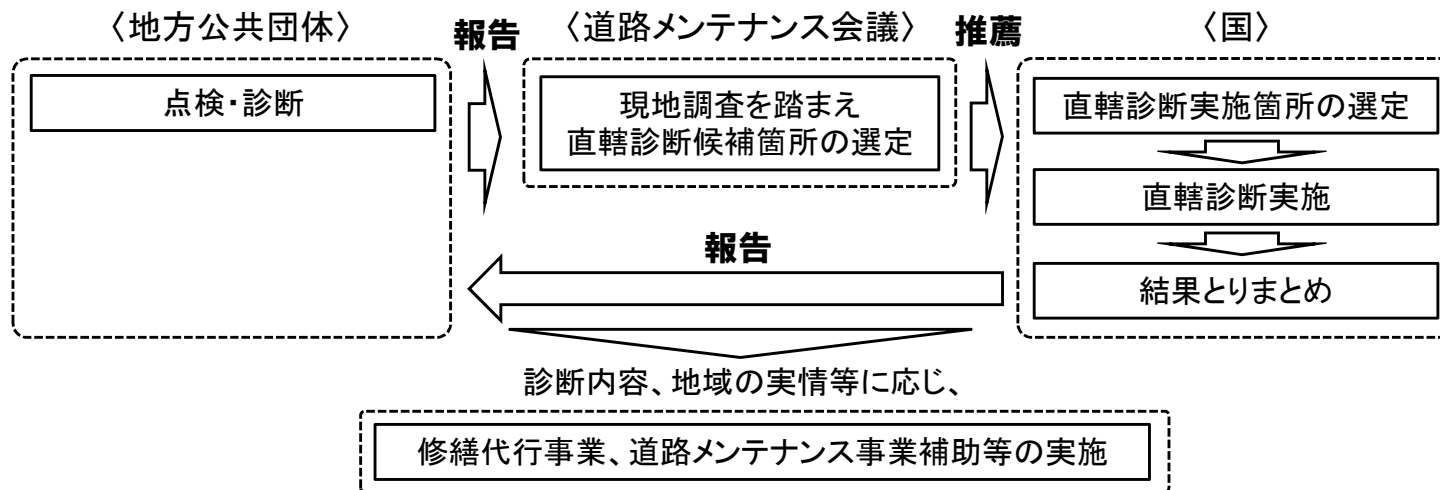
<今後の課題>

- 登録資格の更なる活用にむけた方策検討(地方公共団体への普及 等)
- 資格が満足すべき技術水準の更なる高度化の検討

技術的支援(直轄診断・修繕代行)

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H27年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
H30年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業
R1年度	秩父橋(埼玉県秩父市)	修繕代行事業
	古川橋(静岡県吉田町)	修繕代行事業
R2年度	白老橋(北海道白老町)	修繕代行事業
R2~3年度	鶴舞橋(奈良県奈良市)	修繕代行事業

【直轄診断実施箇所】

■仁方隧道(広島県呉市)



<仁方隧道の状況>



覆エコンクリートの剥落・貫通ひびわれ

■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)



<天大橋の状況>



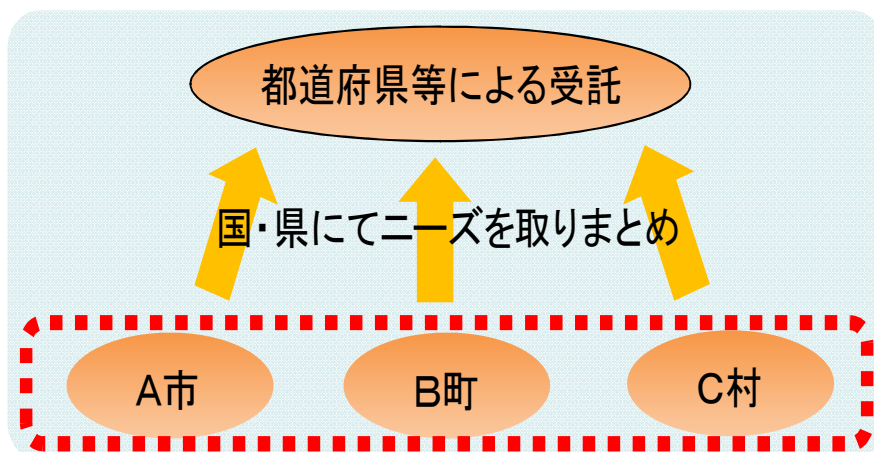
下部工のひび割れ

技術的支援（地域一括発注の取組（道路事業））

- 市町村の不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託することで、地域一括発注を実施
- 令和3年度は33道府県（501市町村）が地域一括発注を活用

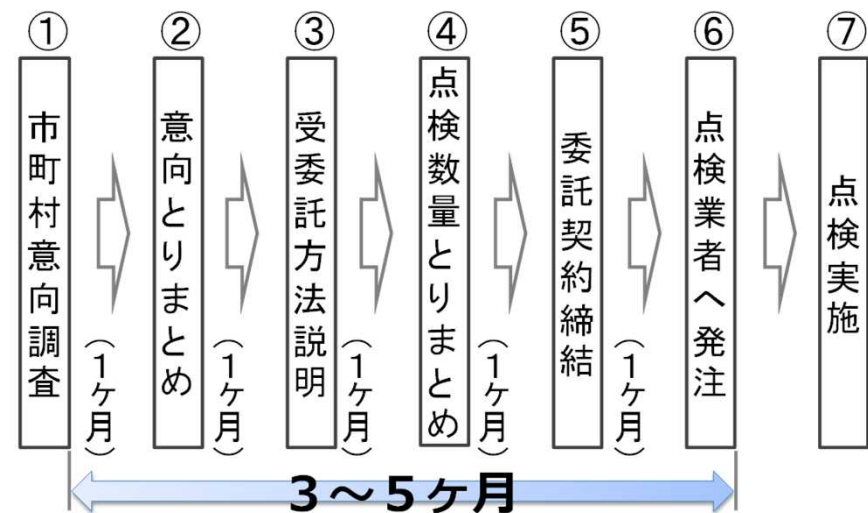
【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



技術的支援(道路分野の点検支援技術性能カタログ)

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。
- 受発注者が本カタログを参照することにより、点検への新技術の活用を促進。直轄国道の橋梁・トンネルの定期点検業務においては、今年度から点検支援技術の活用を原則化しており、本カタログに掲載された技術の中から基本的な選定予定。
- 令和4年9月に、橋梁・トンネルを対象とした技術を拡充(131→169技術)すると共に、舗装を対象とした点検支援技術性能カタログ(案)を新たに策定し、3技術を掲載。

<主な掲載技術>

【橋梁・トンネル】

画像計測

- ・橋梁 : 47技術
- ・トンネル : 22技術



水上ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握

非破壊検査

- ・橋梁 : 23技術
- ・トンネル : 19技術



AEセンサを利用した
PCグラウト充填把握



レーダーを利用した
トンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

- ・橋梁 : 44技術
- ・トンネル : 11技術



光ファイバーセンサーによる
橋梁モニタリング



トンネル内附属物の
異常監視センサー

データ収集・通信

- ・3技術

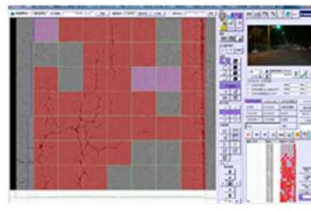
【舗装】

路面性状診断

- ・3技術



車載装置による路面性状測定



AIによる路面性状解析

※国土交通省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html>

技術的支援(メンテナンス体制の強化)

メンテナンスに係る会議の設置

(支援策の具体的内容)

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路、港湾、空港、河川の各分野でメンテナンス会議を設置・開催

道路メンテナンス会議 ※平成26年7月に全都道府県で設置済

【体制】地方整備局(直轄事務所)／地方公共団体(都道府県、市町村)／高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速・指定都市高速等)／道路公社

【役割】1. 維持管理等に関する情報共有／2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進／3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)／4. 技術的な相談対応



(平成30年3月16日 広島県道路メンテナンス会議)

港湾等メンテナンス会議 ※平成27年4月に全地方整備局港湾空港部等で設置済

【体制】地方整備局港湾空港部等／地方公共団体等(都道府県、市町村、港管理組合、国際港湾株式会社等)／国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、海洋・港湾構造物維持管理士会

【役割】1. 維持管理状況の把握／2. 維持管理体制の確保に向けた検討／3. 港湾施設等の維持管理に関する情報共有／4. 効果的な老朽化対策の推進／5. 技術的な相談対応



(令和元年5月27日 中国地方整備局港湾等メンテナンス会議)

空港施設等メンテナンスブロック会議 ※平成27年9月に本省航空局で設置済 平成28年からは全地方航空局で設置済

【体制】地方航空局／特定地方管理空港管理者／地方管理空港管理者／会社管理空港管理者等

【役割】1. 空港施設の維持管理技術等の技術支援・情報共有 / 2. 空港維持管理・更新計画に基づく管理・更新状況の確認 / 3. 維持管理に係る技術的な相談対応



(令和元年9月24~25日 空港施設メンテナンスブロック会議 東日本ブロック)

河川維持管理会議 ※平成23年に全ブロックで会議を設置済 平成30年3月からは全国会議を設置済

【体制】本省／地方整備局／地方公共団体(都道府県、政令指定都市)

【役割】1. 維持管理に関する情報共有／2. 点検、修繕等の状況把握／3. 維持管理に係る技術的な相談等



(令和元年8月19日 全国河川維持管理会議)

技術的支援(ワンストップ相談窓口の設置・支援センターの設置)

各地方整備局等や国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所等による地方公共団体に対する助言体制の強化などの技術的支援体制を強化

(支援策の具体的内容)

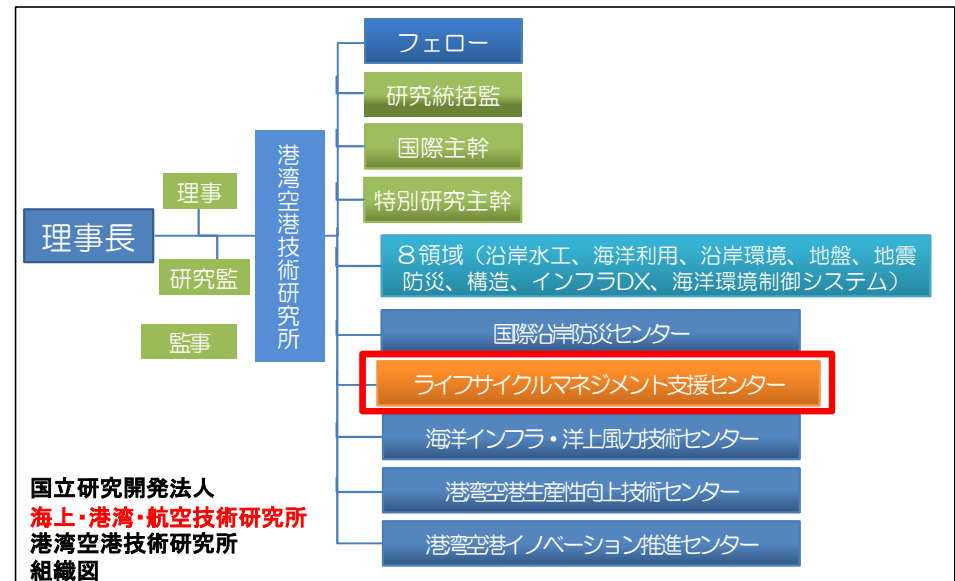
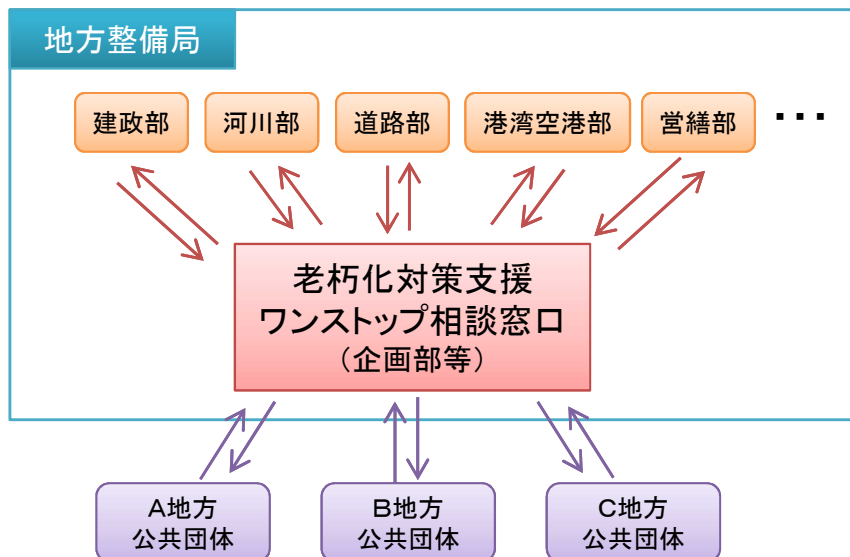
・老朽化対策支援に関するワンストップ相談窓口の開設(H25.7.16設置)

○各地方整備局等では、これまでも道路、河川及び港湾の個別分野に係る相談への体制整備を図ってきたが、地方公共団体に対する老朽化対策等に関するワンストップ支援相談窓口を設置し、支援体制を強化

・国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所 ライフサイクルマネジメント支援センターの設置(H25.4.1設置)

○地方整備局、港湾管理者等への技術指導、情報交換等の支援対応のための窓口を設置。
これにより現場支援を強化するとともに、現場ニーズに対応した研究を促進。

(支援策のイメージ)



技術的支援(老朽化対策に資する新技術の開発・導入の推進等)

老朽化対策に資する新技術やICTの活用により、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現。

(支援策の具体的内容)

- 点検・診断技術、社会インフラのモニタリング技術等の老朽化対策に資する新技術について、以下の取組みを通じて直轄工事での先導的な導入を進め、地方公共団体への普及も促進。
 - 現場ニーズを元にテーマを設定し、当該テーマに関連する類似技術を公募した上で現場実証等を実施し、特徴を明確にした技術比較表を作成・公表(NETISテーマ設定型)
 - マッチングイベント等を通じ、現場のニーズと開発者等の技術シーズをマッチングさせ、成立した案件について現場試行等を実施し、その結果を公表

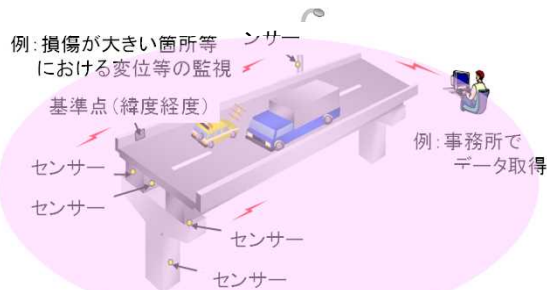
(支援策のイメージ)

点検・診断技術の開発・導入

高解像度カメラやレーザスキャナにより、堤防の変状、沈下等を把握するなど、点検の高度化・効率化を図る。

現地にて、はらみだしを確認

社会インフラのモニタリング技術



作成する技術比較表の例(道路トンネル点検記録の作成支援ロボット技術)

テーマ設定型「道路トンネル点検記録作成支援ロボット技術」

項目	1	2	3	4	5
技術名	三菱インフラモニタリングシステムⅡ (MRMSⅡ)	実行型高速3Dトンネル点検システム (MRMSⅡ)	トンネル工点検システム (4Dトラッカー)	一般車用搭載型トンネル点検システム	トンネル工点検システム
開発者	三菱電機株式会社	パシフィックコンサルタンツ株式会社	西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	株式会社トラス	株式会社トラス
共同開発者	なし	計測株式会社	西日本高速道路株式会社	なし	株式会社トラス
NETIS番号	HR-180004-VR	KK-130026-VR	QS-170015-VR	KT-190062-VR	KT-190037-VR
NETIS登録技術名	社会インフラモニタリングシステム (MRMS)	実行型高速3Dトンネル点検システム (MRMSⅡ)	トンネル工点検システム (4Dトラッカー)	一般車用搭載型トンネル点検システム	トンネル工点検システム
技術概要	本技術は自動点検車に搭載した3Dの高解像度カメラとレーザスキャナにより、走行しながらトンネルの断面形状を高精度で取得し、断面形状の劣化や変位等を検出する。また、毎時100枚以上の画像を撮影し、リアルタイムで点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。	本技術は道路トンネルの点検作業を効率化し、作業員の負担を軽減する。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。	本技術は、道路トンネルの点検作業を効率化し、作業員の負担を軽減する。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。	本技術は、道路トンネルの点検作業を効率化し、作業員の負担を軽減する。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。	本技術は、道路トンネルの点検作業を効率化し、作業員の負担を軽減する。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。また、点検結果をクラウド上に送信し、遠隔地での点検結果を確認できる。
概要図					
対象対象部位	■トンネルアーチ部 ■側壁部 ■路盤 ■路盤 ■路盤 ■路盤	■トンネルアーチ部 ■側壁部 ■路盤 ■路盤 ■路盤 ■路盤	■トンネルアーチ部 ■側壁部 ■路盤 ■路盤 ■路盤 ■路盤	■トンネルアーチ部 ■側壁部 ■路盤 ■路盤 ■路盤 ■路盤	■トンネルアーチ部 ■側壁部 ■路盤 ■路盤 ■路盤 ■路盤
必要な情報・装置等	専用車両	専用車両	専用車両	一般車両・計測装置	専用車両
必要な能力・資格等	不要	不要	不要	不要	不要
車幅寸法	車幅: 2380mm 車高: 3340mm	トラック4軸	208 cm 599 cm	トラック3軸	2.40m 3.56m
天候	強風、強雨、降雪時は不可	雨天時は不可	雨天時は可	雨天時は可	雨天時は不可
気象条件	-10~+45℃	0~+45℃ (動作時) -20~+60℃ (非動作時)	5℃~+40℃程度	0~+40℃	0℃~+40℃ (撮影システムの動作温度)
時間帯・日照条件	昼夜問わず使用可能	特に指定なし	晴天時の太陽が真上に近い時間帯は、穴口天端部撮影用カメラに日光が差し込む可能性がある。	雨・雪・強風時は不可	なし
針形時の走行速度条件	10~80km/h	80 km/h以下	5~100km/h	40km/h以下	80km/h以下
渋滞時の計画可否	10m/程度の緩急走行であれば計画可能。停止する場合は計画不可	可能であるが推奨しない	車両が停止すると両向き両面に悪影響が生ずる可能性がある。	30秒以上停車しなければ問題なし	可
設備等による劣化条件	表面からの撮影のみ。(設備等がトンネル断面に付着している場合は設備を清掃し、設備の背面にある設備は取り除く)	照明器具やジェットファン等の設置位置から視認できない部分、穴口周辺、非常駐車帯等	設備等のコンクリート面は撮影及び状態把握が不可能	設備等の背面など車輪から死角となる部分の撮影は不可	設備等の撮影は不可
車輪からの着上りまでの距離条件	0.3~6.0m	10 m程度以下	約7m以下 (養生面がスチールにより汚れていない場合に限り)	縦向き程度	なし
トンネル延長の制約	なし	特に制約なし (連続計測時間1時間以内)	制約なし (複数回撮影及び記録媒体交換による)	10km	40km
車線数の制約	なし (複数回走行により複数車線の計測に対応)	特に制約なし (複数回計測することでも対応可能)	2車線以上	計測可能 (ただし、車輪からの着上りまでの距離内)	なし
断面形状の制約	円形、高脚形、矩形に対応	車両走行できない狭小断面は不可	トンネル内空間: およそ9~15m	トンネル内空間: 6.6m以上	トンネル内空間: 3.0m以上
トンネル内照度の走行の必要性	なし	なし	なし	なし	なし
その他の条件	—	ひび割れが自覚できる養生面状況	養生面のスチールが汚れている場合、およびひび割れの養生にキョーキングが施されている場合など、ひび割れ箇所が隠れている場合は、ひび割れの確認レベルは高くなる。	レーザー安全管理者の選定が必要	スチール面が自覚できない変位は検出不可

※NETISテーマ設定型HP <https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings>

技術的支援（PPP／PFIの取組）

- 国土交通省では、インフラの維持管理等にあたって、官民連携手法の導入について検討を行う地方公共団体に対して支援を実施している。
- 支援を通じて、導入に際しての課題やその対応方針を明らかにするとともに、得られた知見を横展開するなど効率的な維持管理手法の普及を図る。

◆ 先導的官民連携支援事業（平成23年度～）

【支援対象】

国土交通省の所管する事業であり、先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等

【支援内容】

官民連携事業の導入・実施に向けた検討（導入可能性調査、デューデリジェンス等）にかかるコンサルタント等の専門家への調査委託費を助成

全額国費による定額補助（上限2,000万円）

※都道府県及び政令指定都市は、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円

【維持管理分野に関する支援の事例】

○三条市（新潟県）

『地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査』

第Ⅰ期における事業範囲（道路・公園・排水路の維持管理修繕業務）等の見直しを行い、橋梁・消雪パイプ点検業務の追加、対象エリアの拡大や契約期間の拡大等を反映した第Ⅱ期の包括的民間委託事業を実施。

<第Ⅰ期：H29～H30>

A 嵐北地区で導入
※右図黄色塗内

<第Ⅱ期：R1～R5>

A 嵐北地区全体に拡大（須頃・大島を除く）

B 下田地域（中山間地）を新規追加

C 栄地域（平地部）を新規追加 ※R3年度～導入



※上記の三条市の事例等を踏まえ、包括的民間委託の導入を検討するプロセスの一例と支援先における検討内容を整理し取りまとめた資料を以下に掲載

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html

◆ インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支援（令和2年度～）

【支援対象】

国土交通省所管のインフラであって利用料金を徴収しないもの（道路、橋梁、河川、公園等）の維持管理に係る官民連携事業のうち、以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

① 指標連動方式※を活用する事業

※PFI契約等（包括的民間委託契約等を含む）のうち、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる事業を指す。

② 分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

【支援内容】

国土交通省が委託したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携事業を導入するにあたり必要となる調査・検討等を支援

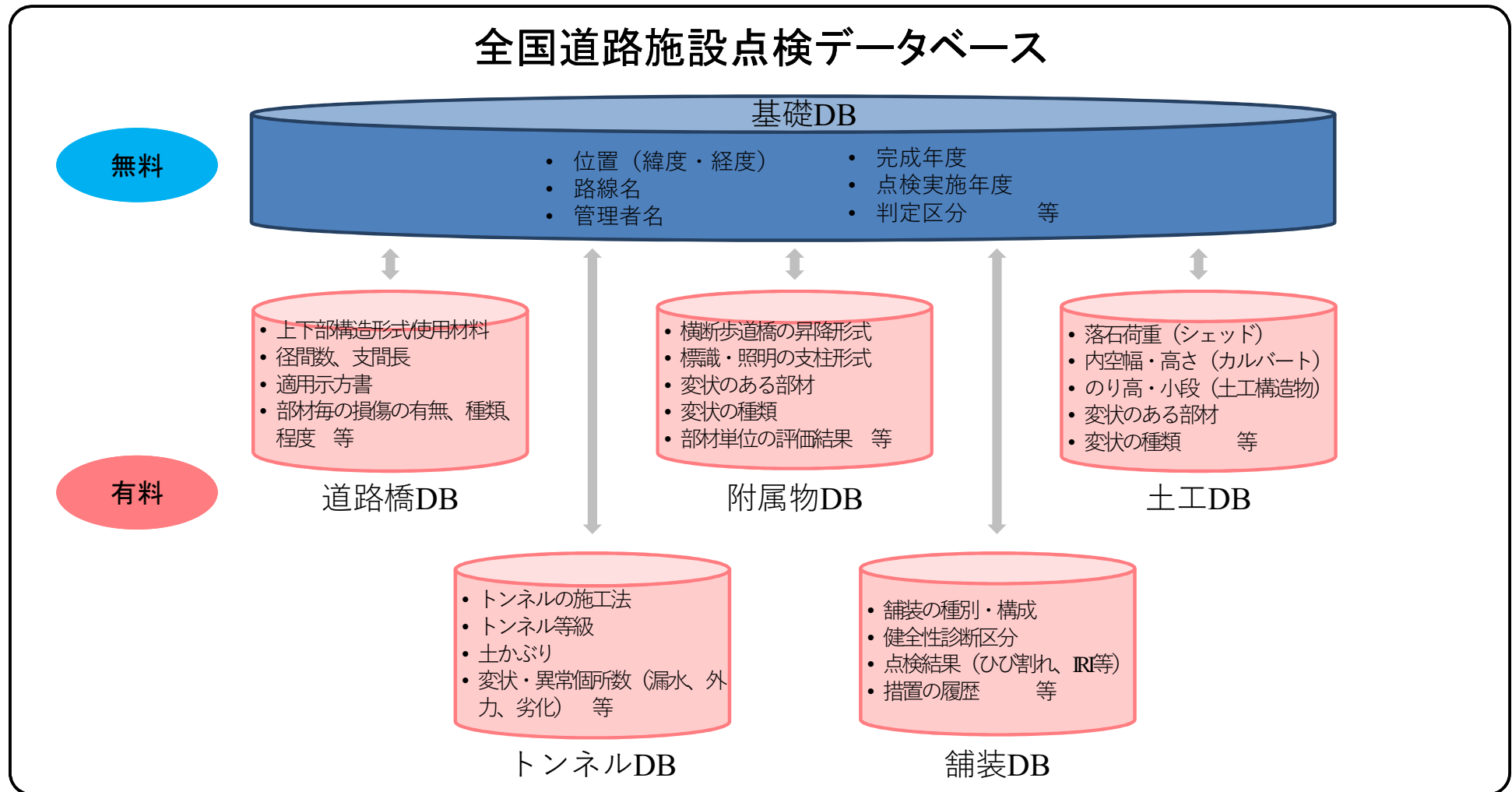
- ・事業実施に係る課題の整理
- ・マーケットサウンディング
- ・スキーム、進め方の検討
- ・関係者との調整

【令和4年度支援自治体】

市原市（千葉県）、府中市（東京都）、真鶴町（神奈川県）、静岡県・下田市（静岡県）、周南市（山口県）、長崎県

情報基盤の整備と活用(全国道路施設点検データベースの概要)

- 道路施設の定期点検は2巡目に入り、道路管理者毎に様々な仕様で膨大な点検・診断のデータが蓄積
- その様なデータを一元的に活用できる環境を構築: 全国道路施設点検データベース
- 全国道路施設点検データベースは、基礎的なデータを格納する基礎DB及び道路施設毎のより詳細なデータを格納するデータベース群(詳細DB)で構成
- webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI(Application Programming Interface)を公開



利用者登録等はこちらから→<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>

情報基盤の整備と活用(全国道路施設点検データベース～損傷マップ～の画面)

○ 公開した全国の道路施設の諸元、点検結果等のデータは「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」から閲覧可能

<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

全国道路施設点検データベース ～損傷マップ～

下記の条件を設定して、表示ボタンを押して下さい

■施設区分
橋梁

■道路管理者区分
 高速道路会社
 国土交通省
 都道府県、政令市、道路公社
 市区町村

■その他条件
健全性
 IV 緊急措置
 III 早期措置
 II 予防保全
 I 健全

下記のボタンで、表示条件に合致する施設を一覧表示します。所在地(都道府県)を指定することも可能です。

全国 一覧画面

概要情報

種類	道路橋
施設名称	多摩川大橋
フリガナ	(タマカワハシ)
路線名	国道1号
管理者区分	国
管理者名	関東地方整備局
管理事務所名	横浜国道事務所
都道府県	東京都
市町村	大田区
位置(緯度)	35.55729
位置(経度)	139.69654
架設年度	1949
橋長(m)	435.8
幅員(m)	25.8
点検実施年度	2019
判定区分	III
措置状況	措置完了済み

アイコンをクリックで
諸元・点検データ等の表示が可能

区間属性

交通調査基本区間番号	13300010300
世代管理番号	00
道路種別	3 : 一般国道
路線名	一般国道1号
管理区分	1 : 国土交通大臣
区間延長 (km)	2.9
道路状況調査単位区間番号	13100-10110
車線数	6
交通量調査単位区間番号	13100-10080
平成27年度調査交通量観測・非観測の別	1 : 観測
個別調査観測値活用/別	0 : 活用なし
12・24時間観測の別	2 : 24時間観測地点
昼間12時間交通量(全車上下計)(台)	30,981
24時間交通量(全車上下計)(台)	43,201
昼間12時間大型車混入率(%)	12.3
混雑度	1.05
旅行速度調査単位区間番号	13100-10260
混雑時旅行速度(上り)(km/h)	24.1
混雑時旅行速度(下り)(km/h)	20.4
昼間非混雑時旅行速度(上り)(km/h)	32.9
昼間非混雑時旅行速度(下り)(km/h)	22.5

◆青景地図(地理院タイル)
 彩色地図
 標準地図
 白地図
 写真

◆平成27年度全国道路・街路交通情勢調査
ズームレベル12以降で表示可能

- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道 直轄
- 一般国道 補助国
- 主要地方道(都道府県道・指定市道)
- 一般都道府県道・指定市の一般市道
- 重要物流道路(R2.4時点)
- うち、直轄国道(太線表示)(R2.4時点)
- 代替・補完路(R2.4時点)
- 主要渋滞箇所(R1.12時点)

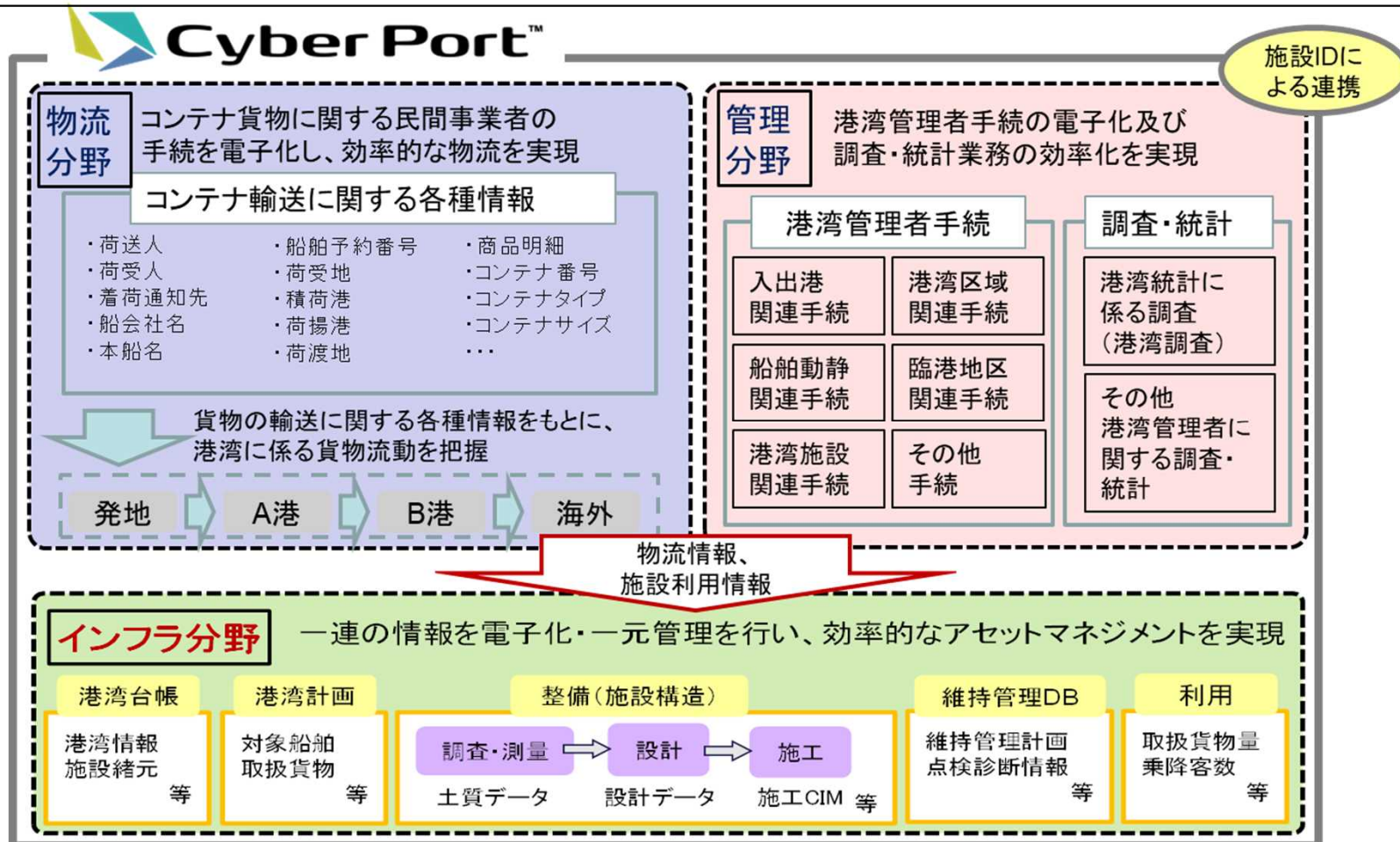
施設・管理者ごとの表示や、対策状況・判定区分で色分け表示が可能

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査の重ね合わせ・区間属性の表示が可能

※表示されている対策状況は、あくまでもイメージであり実際のデータとは異なります。

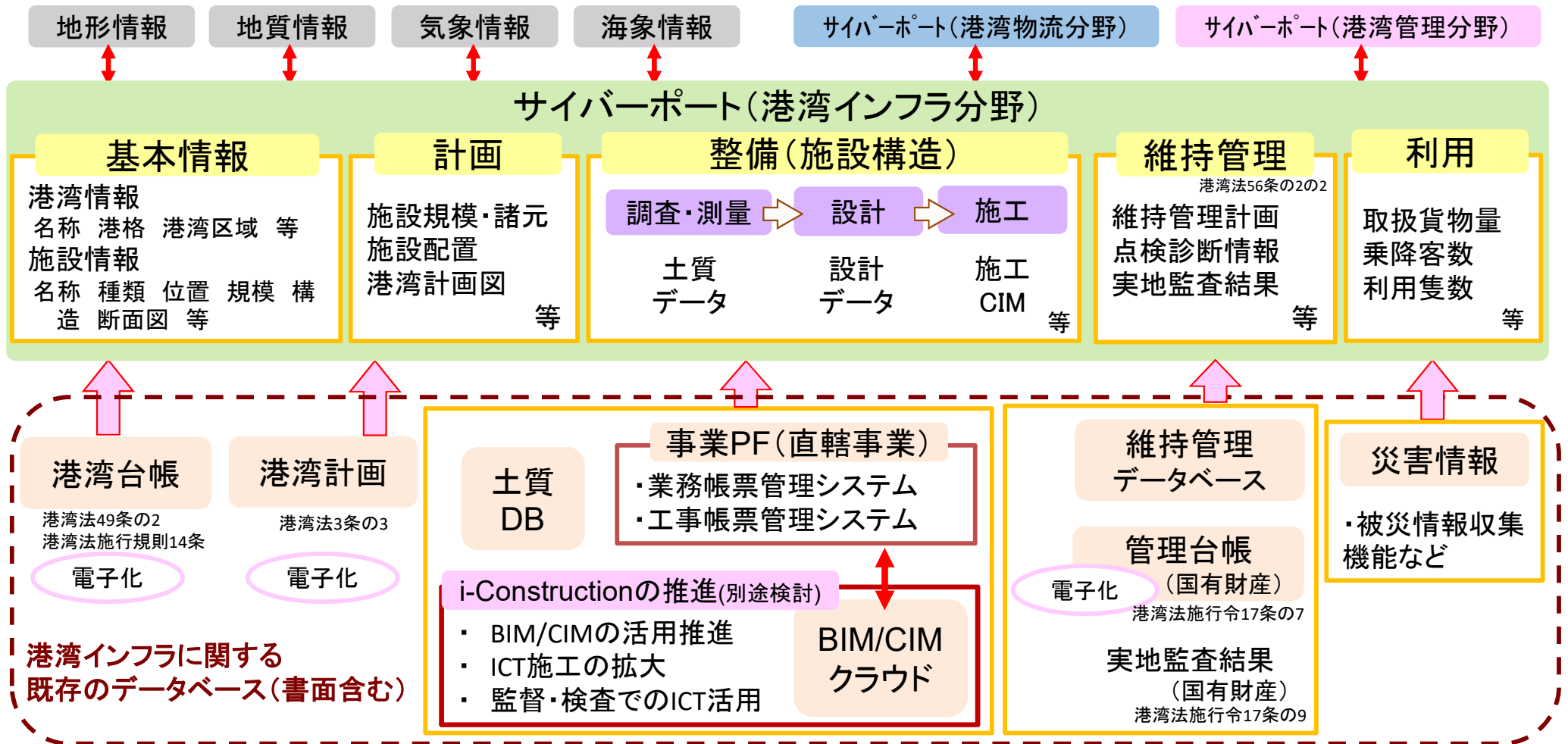
情報基盤の整備と活用(サイバーポートの全体像)

- AI、IoT等の情報通信技術が著しく発展する中、国際貿易プラットフォームの実用が開始される他、諸外国の港湾においても手続の電子化とそれに伴う物流の可視化を推進するなど、電子化の動きは各方面で活発化しており、我が国の港湾においても電子化の取組を進めることが求められている。
- 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的に繋がる事業環境を実現するため、民間事業者間の港湾物流手続(港湾物流分野)、港湾管理者の行政手続や調査・統計業務(港湾管理分野)及び港湾の計画から維持管理までのインフラ情報(港湾インフラ分野)を電子化し、これらをデータ連携により一体的に取扱うデータプラットフォームである「サイバーポート」を構築する。



情報基盤の整備と活用(サイバーポート(港湾インフラ分野)の概要)

- 港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を連携させることにより、国及び港湾管理者による適切なアセットマネジメントを実現。(適切な維持管理の実施、更新投資の計画策定)
- 港湾施設の情報を一元的に管理することにより、同一情報の入力を省力化し情報の一覧性や更新性を高めるとともに、遠隔での技術支援などにより、災害時の迅速な復旧にも寄与。
- また、蓄積されたデータを利用することにより、政策の企画立案や民間の技術開発の促進に寄与。



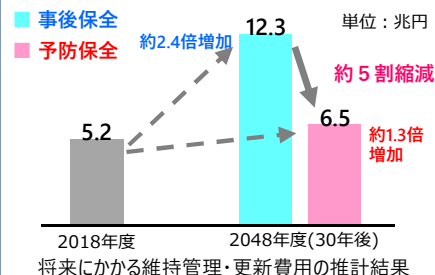
- 「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」の役割を担うインフラの機能を、将来にわたって適切に発揮させる必要
- メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の充実化やメンテナンス体制の確保など、インフラメンテナンスの取組を着実に推進
- 更に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)」等による**予防保全への本格転換**の加速化や、**メンテナンスの生産性向上の加速化、インフラストック適正化の推進**等により、**持続可能なインフラメンテナンスの実現**を目指す

●計画の範囲

【対象施設】国土交通省が制度等を所管する全ての施設

【計画期間】令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度)

●中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し



・予防保全型インフラメンテナンスにより将来にかかる維持管理・更新費用を縮減
 ⇒ **予防保全型インフラメンテナンスの取組の徹底が重要**

●これまでの取組と課題

※平成26年5月策定の国土交通省インフラ長寿命化計画に基づき、以下の取組を実施

■メンテナンスサイクルの構築

- ・個別施設計画の策定
 - ・計画内容の見える化
 - ・点検実施によるインフラ健全性の把握
 - ・点検要領の改定
 - ・法令等の整備 等
- ⇒ **地方公共団体管理施設も含めインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたと評価**

■将来にかかる維持管理・更新費の抑制

- ・修繕等の措置への財政的支援
 - ・集約・再編に関する事例集等の作成 等
- ⇒ **早期に措置が必要なインフラが多数残存、機械設備をはじめ耐用年数が到来するインフラの存在**

■メンテナンスの生産性向上

- ・広域的な連携の促進(情報提供の場の構築、地域一括発注の取組等)
 - ・官民連携手法の導入促進
 - ・維持管理に関する資格制度の充実
 - ・維持管理情報データベース化、施設管理者間・分野間でのデータベース連携
 - ・新技術の開発・導入推進
 - ・管理者ニーズと技術シーズのマッチング 等
- ⇒ **多くのインフラを管理する地方公共団体等ではメンテナンスに携わる人的資源が依然不足**

●今後の取組の方向性

■目指すべき姿

持続可能なインフラメンテナンスの実現

■計画期間内に重点的に実施すべき取組

I. 計画的・集中的な修繕等の確実な実施による「予防保全」への本格転換

・予防保全の管理水準を下回る状態となっているインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施し機能を早期回復

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により取組目を加速化(概ね1.5兆円程度)



内部の鉄筋が露出した橋梁



クラックが生じた河川護岸

早期に措置が必要な施設の例

II. 新技術・官民連携手法の普及促進等によるインフラメンテナンスの生産性向上の加速化

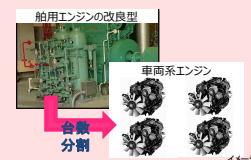
・地方公共団体等が適切かつ効率的なインフラメンテナンスの実施に資するため、新技術や官民連携手法の導入を促進



ドローンを活用した砂防関係施設点検

III. 集約・再編やパラダイムシフト型更新等のインフラストックの適正化の推進

・社会情勢の変化や利用者ニーズ等を踏まえたインフラの集約・再編や、来たるべき大更新時代に備えた更新時におけるパラダイムシフトの検討等を推進



施設更新時、マスプロダクト型の推進により維持管理コストの縮減・リタングランシーを確保

■具体的取組の例

- 個別施設計画の策定・充実
 - ・定期的な計画更新の促進
 - ・計画内容の充実化 等
- 点検・診断／修繕・更新等
 - ・早期に措置が必要なインフラへの集中的な対応による機能回復
 - ・マスプロダクト型排水ポンプの技術開発
 - ・集約・再編に関する事例集等の作成・周知 等
- 予算管理
 - ・メンテナンスの取組に対する地方公共団体等への財政的支援 等
- 体制の構築
 - ・研修等による技術力向上
 - ・広域的な連携による維持管理体制の確保
 - ・官民連携による維持管理手法の導入促進 等
- 新技術の開発・導入
 - ・NETIS等の活用による技術研究開発の促進
 - ・インフラメンテナンス国民会議等の活用による円滑な現場展開 等
- 情報基盤の整備と活用
 - ・データベースの適切な運用、情報の蓄積・更新、発信・共有 等
- 基準類等の充実
 - ・適切な運用、必要に応じて適時・適切な改定

●フォローアップ計画

・計画のフォローアップにより、進捗状況等を把握

・ホームページ等を通じた積極的な情報提供